

令和3年第3回大崎地域広域行政事務組合議会（定例会）目次

◎ 第1日（10月18日開会）

会議日時	1
議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	2
説明員	2
議会事務局出席職員	2
開会	3
開議	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
行政報告	3
報告第1号	
報告（伊藤管理者）	9
議案第12号	
提案理由の説明（伊藤管理者）	10
質疑	10
富田文志君	10
（答弁）川鍋会計課長	11
富田文志君	11
（答弁）藤島事務局長兼総務課長	11
富田文志君	12
（答弁）藤島事務局長兼総務課長	12
富田文志君	12
表決	12
議案第13号	
提案理由の説明（伊藤管理者）	13
表決	13
議案第14号	
提案理由の説明（伊藤管理者）	13
質疑	14
富田文志君	14

(答弁) 佐藤施設整備課長	1 4
富田文志君	1 5
(答弁) 佐藤施設整備課長	1 5
富田文志君	1 5
(答弁) 金森副管理者	1 5
富田文志君	1 5
(答弁) 金森副管理者	1 5
富田文志君	1 6
表決	1 6
議案第 1 5 号	
提案理由の説明 (伊藤管理者)	1 6
表決	1 8
議案第 1 6 号	
提案理由の説明 (伊藤管理者)	1 8
補足説明 (中村会計管理者)	1 9
審査意見報告	
(報告) 佐々木監査委員	2 1
質疑	2 3
山田和明君	2 3
(答弁) 藤島事務局長兼総務課長	2 4
山田和明君	2 4
(答弁) 藤島事務局長兼総務課長	2 5
山田和明君	2 5
(答弁) 藤島事務局長兼総務課長	2 5
山田和明君	2 6
(答弁) 藤島事務局長兼総務課長	2 6
山田和明君	2 6
(答弁) 佐藤施設整備課長	2 6
山田和明君	2 6
(答弁) 藤島事務局長兼総務課長	2 7
山田和明君	2 7
(答弁) 川鍋会計課長	2 7
山田和明君	2 7
(答弁) 川鍋会計課長	2 7
山田和明君	2 7

(答弁) 川鍋会計課長	2 8
山田和明君	2 8
(答弁) 坂井ほなみ園長	2 8
山田和明君	2 8
(答弁) 坂井ほなみ園長	2 8
山田和明君	2 9
(答弁) 坂井ほなみ園長	2 9
山田和明君	2 9
(答弁) 柴岡参事兼業務課長	2 9
山田和明君	2 9
小沢和悦君	3 0
(答弁) 坂本施設管理課長	3 0
小沢和悦君	3 0
(答弁) 金森副管理者	3 0
小沢和悦君	3 1
(答弁) 金森副管理者	3 1
小沢和悦君	3 1
(答弁) 金森副管理者	3 1
小沢和悦君	3 1
(答弁) 金森副管理者	3 2
小沢和悦君	3 2
休憩・再開	3 3
(答弁) 佐藤施設整備課長	3 3
小沢和悦君	3 4
(答弁) 佐藤施設整備課長	3 4
小沢和悦君	3 5
(答弁) 浅沼警防課長	3 5
小沢和悦君	3 6
(答弁) 板垣消防本部総務課長	3 7
(答弁) 浅沼警防課長	3 7
小沢和悦君	3 7
(答弁) 遊佐教育次長兼総務課長	3 8
小沢和悦君	3 9
(答弁) 遊佐教育次長兼総務課長	3 9
富田文志君	3 9

(答弁) 藤島事務局長兼総務課長	39
富田文志君	40
(答弁) 柴岡参事兼業務課長	40
富田文志君	41
(答弁) 浅沼警防課長	41
富田文志君	41
(答弁) 浅沼警防課長	42
富田文志君	42
討論	42
小沢和悦君	43
山田和明君	44
表決	45
議案第17号	
提案理由の説明(山田和明君)	45
表決	46
一般質問	
小沢和悦君	46
(答弁) 伊藤管理者	48
小沢和悦君	51
(答弁) 佐藤施設整備課長	52
小沢和悦君	52
(答弁) 藤島事務局長兼総務課長	52
小沢和悦君	52
(答弁) 藤島事務局長兼総務課長	53
小沢和悦君	53
(答弁) 藤島事務局長兼総務課長	53
小沢和悦君	53
(答弁) 藤島事務局長兼総務課長	54
小沢和悦君	54
(答弁) 金森副管理者	54
小沢和悦君	55
(答弁) 柴岡参事兼業務課長	55
小沢和悦君	55
(答弁) 柴岡参事兼業務課長	55
小沢和悦君	55

(答弁) 柴岡参事兼業務課長	5 5
小沢和悦君	5 5
(答弁) 柴岡参事兼業務課長	5 5
小沢和悦君	5 5
富田文志君	5 6
(答弁) 伊藤管理者	5 7
休憩・再開	5 8
富田文志君	5 8
(答弁) 佐藤施設整備課長	5 8
富田文志君	5 9
(答弁) 佐藤施設整備課長	5 9
富田文志君	5 9
(答弁) 佐藤施設整備課長	5 9
富田文志君	5 9
(答弁) 佐藤施設整備課長	5 9
富田文志君	6 0
閉会	6 0

令和3年第3回大崎地域広域行政事務組合議会（定例会）議事日程（第1号）

1 会議日時

令和3年10月18日（月）

午前10時00分開会～午後3時17分閉会

2 議事日程

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 行政報告
- 第4 報告第1号 令和2年度大崎地域広域行政事務組合一般会計事故繰越し繰越計算書
- 第5 議案第12号 大崎地域広域行政事務組合大崎広域新斎場整備基金条例
- 第6 議案第13号 大崎地域広域行政事務組合一般廃棄物処理施設条例の一部を改正する条例
- 第7 議案第14号 財産の取得について
- 第8 議案第15号 令和3年度大崎地域広域行政事務組合一般会計補正予算（第1号）
- 第9 議案第16号 令和2年度大崎地域広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算認定について
- 第10 議案第17号 大崎地域広域行政事務組合議会会議規則の一部を改正する規則
- 第11 一般質問

3 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 行政報告
- 日程第4 報告第1号 令和2年度大崎地域広域行政事務組合一般会計事故繰越し繰越計算書
- 日程第5 議案第12号 大崎地域広域行政事務組合大崎広域新斎場整備基金条例
- 日程第6 議案第13号 大崎地域広域行政事務組合一般廃棄物処理施設条例の一部を改正する条例
- 日程第7 議案第14号 財産の取得について
- 日程第8 議案第15号 令和3年度大崎地域広域行政事務組合一般会計補正予算（第1号）
- 日程第9 議案第16号 令和2年度大崎地域広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第10 議案第17号 大崎地域広域行政事務組合議会会議規則の一部を改正する規則
- 日程第11 一般質問

4 出席議員（14名）

- |    |       |    |        |
|----|-------|----|--------|
| 1番 | 相澤孝弘君 | 2番 | 佐藤仁一郎君 |
| 3番 | 富田文志君 | 4番 | 山田和明君  |
| 5番 | 小沢和悦君 | 6番 | 中山哲君   |

7番 福田 弘 君  
 9番 三浦 英 典 君  
 12番 久 勉 君  
 14番 吉田 眞 悦 君

8番 早坂 忠 幸 君  
 10番 米木 正 二 君  
 13番 大橋 昭太郎 君  
 15番 平吹 俊 雄 君

5 欠席議員 (1名)

11番 後藤 洋 一 君

6 説明員

管 理 者 伊 藤 康 志 君  
 副 管 理 者 早 坂 利 悦 君  
 副 管 理 者 相 澤 清 一 君  
 会 計 管 理 者 中 村 弥 生 君  
 事 務 局 長 兼 藤 島 善 光 君  
 総 務 課 長 兼 柴 岡 雄 司 君  
 参 事 兼 業 務 課 長  
 施 設 整 備 課 長 佐 藤 忠 房 君  
 消 防 本 部 長 櫻 井 俊 文 君  
 消 防 本 部 長 中 楯 正 宏 君  
 消 防 本 部 長 高 橋 茂 樹 君  
 消 防 災 課 長  
 鳴 子 消 防 署 長 高 橋 勇 幸 君  
 遠 田 消 防 署 長 日 向 裕 昭 君  
 教 育 長 熊 野 充 利 君

副 管 理 者 猪 股 洋 文 君  
 副 管 理 者 遠 藤 积 雄 君  
 副 管 理 者 金 森 正 彦 君  
 会 計 課 長 川 鍋 正 敏 君  
 ほ な み 園 長 坂 井 浩 君  
 施 設 管 理 課 長 坂 本 徹 君  
 消 防 本 部 長 小 山 年 秋 君  
 消 防 本 部 長 板 垣 英 明 君  
 消 防 本 部 長 浅 沼 卓 也 君  
 警 防 課 長  
 古 川 消 防 署 長 大 石 誠 君  
 加 美 消 防 署 長 二 瓶 敏 之 君  
 監 査 委 員 佐 々 木 富 夫 君  
 教 育 次 長 兼 遊 佐 徹 君  
 総 務 課 長

7 議会事務局出席職員

事 務 局 長 安 倍 潔 君  
 主 査 遠 藤 美 紀 君

次 兼 議 事 係 長 柳 川 敦 君  
 総 務 課 長 佐 藤 敏 明 君  
 契 約 管 財 係 長

会 議 の 経 過

開 会

午前10時00分

- 議長（相澤孝弘君） おはようございます。出席議員定足数に達しておりますので、令和3年第3回大崎地域広域行政事務組合議会定例会は成立いたしました。  
よって、開会いたします。
- 

開 議

- 議長（相澤孝弘君） これから会議を開きます。  
本日の議事日程は、お手元に配付いたしております議事日程第1号をもって進めてまいります。
- 

「日程第1 会議録署名議員の指名」

- 議長（相澤孝弘君） 日程第1 本日の会議録署名議員を指名いたします。6番中山哲議員，12番久勉議員のお二人をお願いいたします。  
本日の欠席通告者は，11番後藤洋一議員でありますので，御報告いたします。  
地方自治法第121条の規定により，お手元に配付のとおり説明員の出席通知がありましたので，御報告いたします。
- 

「日程第2 会期の決定」

- 議長（相澤孝弘君） 日程第2 会期の決定を議題といたします。  
お諮りいたします。  
本定例会の会期は，本日1日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（相澤孝弘君） 御異議なしと認めます。  
よって，会期は本日1日間と決定いたしました。
- 

「日程第3 行政報告」

- 議長（相澤孝弘君） 日程第3 行政報告。  
本件に関し，管理者の報告を求めます。  
伊藤管理者。
- 管理者（伊藤康志君） おはようございます。連日，コロナ禍での議員活動御苦労さまでございます。本日はよろしく願いいたします。  
本日，ここに令和3年第3回大崎地域広域行政事務組合議会定例会が開催され，令和3年度一般会計補正予算をはじめとする提出議案を御審議いただくに当たり，組合行政における諸般

の報告を申し述べ、議員皆様並びに圏域の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

新型コロナウイルス感染症につきまして、宮城県は8月27日から9月12日まで緊急事態措置区域とされましたが、新規陽性者数の減少や医療体制への負荷の軽減が見られたため、緊急事態措置区域の対象外となり、9月30日には全ての都道府県が緊急事態措置区域に該当しないこととなったため、緊急事態措置が終了となりました。

国の新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針においては、新型コロナウイルス感染症の感染予防対策として、従来と同様に「3つの密」の回避、マスクの着用、手洗い等が有効とされることや、ワクチンについては、発症予防や重症化予防の効果が期待されております。

世界的な感染拡大状況から、1年延期、無観客というこれまでにない状況の下で開催された東京オリンピック・パラリンピックについて、日本選手団はオリンピックでは、金メダル27個を含め史上最多となる58個のメダルを獲得し、パラリンピックにおいてもアテネ大会に次ぐ51個のメダルを獲得したことは、コロナ禍において多くの国民に勇気と希望を与えてくれました。

本組合におきましては、職員と一般来庁者との接触機会を減らすため、専用の場所で窓口対応を継続し、マスク着用、手洗い励行や事務室の換気、3密の回避などの取組を徹底しながら業務を実施しております。

お子さんを預かるほなみ園や多くの住民が利用する大崎生涯学習センターなどでは、職員や利用者にクラスターが発生しないよう、感染防止対策を講じながら施設の利用をいただいているところであります。

また、7月1日からの大雨は、静岡県熱海市に大規模な土石流被害をもたらし、尊い命が失われるという災害が発生しました。お亡くなりになられた方々の御冥福をお祈りするとともに、被災された地域や皆様に心からお見舞い申し上げます。

気象庁の3か月予報では、東北太平洋側では、10月は数日周期で変わるものの、11月以降は晴れの日が多いとされておりますが、全国的には豪雨災害が激甚化しているため、組合におきましても関係機関との連携や日々の災害対策訓練を通して圏域住民の命と暮らしを守り、安全・安心の確保に努めてまいります。

以下、令和3年度における行政報告を申し述べます。

組合設立50周年記念事業の実施について申し上げます。

昭和46年8月2日に組合が設立され、今年度、組合設立50周年という節目の年を迎えました。「職員の手作りによる記念事業」をコンセプトに、記念式典の開催、記念誌及び記念映像の制作を進めてまいりましたが、残念ながら9月20日に予定していた記念式典につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から式典の実施方法を変更し、記念誌及び記念映像の内容に式典の内容を盛り込むことで情報発信とすることといたしました。

今後も、全職員が日々職務に精励し、それぞれの共同処理事務に全力を傾注してまいります。行政手続における押印見直しについて申し上げます。

行政のデジタル化の動向を踏まえ、行政手続のオンライン化を促進するとともに、行政手続における住民の負担軽減及び利便性の向上を目的として押印の廃止等の見直しを行いました。

組合では規則等に規定する手続が153件、各種要領等に関する手続が32件の合計185件の手続があり、原則押印不要とする見直しを行った結果、契約に準じた手続等により押印不要とできないものを除き141件の改正を行い、行政手続の簡素化と利便性の向上を図りました。

農林業系汚染廃棄物の焼却処理について申し上げます。

4月19日から各焼却施設において、1キログラム当たり400ベクレルを超え8,000ベクレル以下の農林業系汚染廃棄物の処理を開始いたしました。

処理量については、組合で処理する計画量3,590トンのうち令和2年度は大崎市が414トン、涌谷町が1トン、美里町が13トンの合計428トン进行处理しております。

4月から9月までの処理量は、大崎市が257.27トン、涌谷町が10.43トン、美里町が32.29トンとなっております。焼却処理に当たっては、国のガイドラインを遵守し、万全の監視体制と安全対策を講じながら実施してまいります。

また、空間線量及び各種の放射性セシウム濃度の監視体制については、国のガイドラインで定めている基準以上に強化して実施しており、焼却処理を開始した令和2年7月から令和3年8月までの測定結果については、空間線量、排ガス、焼却灰、放流水などの放射性セシウム濃度は全て基準値内であり、農林業系汚染廃棄物の焼却処理が問題なく実施されていることも確認しております。

なお、空間線量などの測定結果については、当組合ウェブサイトで公開するほか、広報大崎広域でお知らせしております。

ごみ処理事業について申し上げます。

4月から9月までの可燃ごみ、不燃ごみ及び粗大ごみ搬入量は、3万5,258トンで前年度同期と比較して402トン、約1.1%の減少となっております。

可燃性資源物及び不燃性資源物の売払い量については、1,770トンで、前年度同期と同じ量の売払い量となっております。

ごみ減量化に向けた取組について申し上げます。

資源化率の向上を目指し、大崎圏域全体で取り組んでおります小型家電の集積所での回収、その他紙の分別回収、乾電池の分別回収については、4月から9月までの分別目的値に対する達成率が、小型家電回収は93%、乾電池回収及びその他紙の分別回収は100%を超えていることから、順調に回収が行われている状況にあります。

今後も、構成市町と状況分析を行いながら、より一層の資源化率向上のための方策を検討するとともに、一般廃棄物処理計画に基づき、引き続きごみの減量化及び資源化を進めるための普及啓発に努めてまいります。

また、令和元年度より取り組んでおります「大崎広域再生工房」については、好評をいただ

いておりますことから、今後もこの事業を通して大崎圏域における資源の有効利用やごみ減量化が進むよう、より一層の周知徹底を図ってまいります。

し尿処理事業について申し上げます。

4月から9月までのし尿の投入量が、3万8,510キロリットルで前年度同期と比較して1,596キロリットル、約4%の減少となっております。浄化槽及び農業集落排水処理施設からの汚泥投入量は、2万5,123キロリットルで、前年度同期と比較して113キロリットル、約0.4%の減少となっております。

ごみ・し尿の環境衛生施設については、圏域住民の生活に必要な施設であることから、今後も適切な管理運営に努めてまいります。

斎場管理運営について申し上げます。

令和3年度、4年度に計画しております大崎広域涌谷斎場控室増築については、8月2日に設計業者と控室増築設計業務委託契約を締結し、現在、測量及び地質調査を行っております。

今後は、令和4年度の増築に向けて概算額算出のための詳細設計に入ります。令和5年度運用開始に向けて、圏域住民の皆様が利用しやすい斎場となるよう業務を進めてまいります。

西地区熱回収施設等整備事業について申し上げます。

西地区熱回収施設整備工事については、9月末時点で進捗率が81.2%となっており、新型コロナウイルス感染防止対策を行いながら、無事故無災害で順調に進捗しております。来年2月から試運転を開始する予定となっており、現在はプラント仕上げ工事、スロープ擁壁工事、エントランス棟工事を進めているところであります。

ごみの焼却熱を利用した発電については、売電に必要なFIT（フィット）申請を7月に行っており、施設稼働と同時に売電を開始できるよう、手続を進めているところであります。

また、本整備事業に係る地域との「周辺環境整備推進協議会」につきましては、新型コロナウイルス感染防止対策のため回数を減らして開催してはりましたが、さらに幅広く住民意見が反映できるよう、テーマに沿ったワークショップを開催し、施設と周辺地域との共存を目指した施設になるよう、引き続き取り組んでまいります。

新斎場整備事業について申し上げます。

令和3年3月に施設整備に必要な建物構成と規模の算定、事業方式などを取りまとめた新斎場整備基本計画やPFI等導入可能性調査等を策定いたしました。同計画に基づき、4月30日の組合会において、新斎場及び接続道路工事の建設規模並びに事業方式をDBO方式を進めることを決定し、翌月14日の組合議員全員協議会へ報告を行ったところであります。

用地取得につきましては、本年9月に建設用地の地権者13名と土地売買の仮契約を締結し、本定例会に議案として提出させていただきました。また、新斎場へ接続するための接続道路用地は、来年度の用地取得を目指し、関係機関と協議を行っているところであります。

令和8年4月の供用開始を目指し、今後とも地域の皆様の御理解と御協力をいただきながら事業を進めてまいります。

消防行政について申し上げます。

災害の発生状況等について申し上げます。

火災件数は、本年1月から9月末日まで41件となっております。昨年同期と比較して7件の減少であり、過去最少の令和元年を下回る件数で推移しております。火災による死傷者は3名であり、昨年同期と比較し1名の減少であります。

引き続き圏域住民の安全・安心のため、火災の起こりやすい時期を捉えて、消防団、婦人防火クラブと連携したきめ細やかな広報活動等により、火災予防に努めてまいります。

7月3日に静岡県熱海市伊豆山地区で発生した土石流は、広範囲に被災し、26名の方が亡くなられ、今なお1名の行方不明者の捜索活動が継続されております。当消防本部といたしましても、類似した災害を想定して本格的な台風シーズンを前に関係機関とともに大崎圏域内における土砂災害警戒区域指定箇所の現地調査を実施いたしました。有事における迅速な避難誘導や他機関との連携した活動につなげてまいります。

救急出動件数につきましては、本年1月から9月末日まで6,743件となり、暖冬やコロナ禍の影響を受けて大幅に減少した昨年と異なり、例年並みの件数に推移しております。

引き続き救急隊員の感染防止対策に万全を期しながら、円滑な救急業務に努めてまいります。消防施設整備事業について申し上げます。

本年度で供用開始から30年が経過する鳴子消防署庁舎の耐震性能等の現状を把握するため、建物総合診断の委託業務を有限会社テラ構造設計と7月6日に契約を締結し、計画のとおり着手しております。この耐震診断結果を踏まえて、防災拠点施設としての機能を維持してまいります。

車両整備について申し上げます。

加美消防署に更新配備する水槽付消防ポンプ自動車は、緊急防災・減災事業債を活用しています。5月14日に購入契約を締結し、来年3月の納車に向けて予定どおり製作が進められております。

また、古川消防署及び古川消防署田尻分署に更新配備する高規格救急車につきましては、購入契約を締結し、来年1月までに納車を予定しております。

予防業務について申し上げます。

昨年4月に岩沼市で発生した物流倉庫火災を踏まえて、大崎圏域内の大規模倉庫を対象に重点査察を実施し、屋内での火気取扱い方法や可燃物の保管状況の確認と有事における迅速・確実な初期消火や避難誘導を指導しているところであります。

また、コロナ禍に関連して、各事業所で設置している飛沫防止シートの防火指導や、外出自粛による各家庭での火気使用に関する注意喚起を行うなど、新しい生活様式に潜む火災危険にも着目して、防火安全対策を推進しております。

消防の広域応援について申し上げます。

去る7月23日に開催した東京オリンピック競技大会では、利府町で開催されたサッカー競

技の期間中、競技会場及び周辺での有事に備えた宮城県内消防本部の応援体制による消防特別警戒が実施され、当消防本部から、競技会場における警戒部隊と、消防体制の増強に備えて大崎圏域内で待機する部隊と合わせて、6日間延べ18隊66名の隊員が任務に当たり、無事警戒を終えたところであります。

また、8月6日には、組合庁舎敷地内において、宮城県内6つの消防本部から29名の参加をいただき、当消防本部が保有する拠点機能形成車を活用して緊急消防援助隊宮城県大隊の宿営や給食などの現場活動をバックアップする後方支援活動訓練を実施し、実災害時の活動体制を確認したところであります。

今後におきましても、近年頻発している自然災害に備えて、関係機関と連携強化を図り、円滑な活動体制の構築に取り組んでまいります。

大崎生涯学習センター事業について申し上げます。

新型コロナウイルス感染症対策として、大崎生涯学習センターでは、昨年6月以降、貸館事業やプラネタリウム投影などの主催事業を行う際には、十分な感染防止対策を取った上で、収容人員の半分を上限に事業を行ってまいりました。

また、8月20日から宮城県にまん延防止等重点措置が適用されたことから、施設の利用を20時までとする時間短縮の措置を取り、8月27日に緊急事態宣言が発出され、県内の公立の施設等は原則として休館するよう要請があったことから、大崎圏域内の公共施設と同様に臨時休館としたところであります。

なお、9月30日をもってまん延防止等重点措置等が全面解除されたことから、10月1日からは通常の業務を再開したところであります。

生涯学習推進事業について申し上げます。

大崎生涯学習センターの3大事業の一つである「こどもパレットタウン」は、新型コロナウイルス感染防止対策のため、事前予約制や参加人数の制限、内容の見直しを図りながら4月29日に「小さなこどものまち」と名称を変更して実施いたしました。

また、例年、夏休みの最終日曜日に大勢の参加者の下開催されていた「パレット夏まつり」も密を防ぐため、小規模なイベントを複数日に分散して行う「パレットサマースペシャルWeek」に変更して実施いたしました。いずれも参加された方々から好評をいただいております。農業体験やワークショップなどの事業についても感染症対策を行いながら実施してまいります。

プラネタリウム事業について申し上げます。

大人の天文塾の特別講師として、史上初めてブラックホールの投影に成功した国際観測チームの国内統括責任者で国立天文台水沢VLBI観測所所長・本間希樹氏を講師としてお迎えし「人類が初めて見たブラックホールの姿」と題した天文講演会を6月26日に開催し、136名の方々に御参加いただきました。

また、今年度からプラネタリウムの番組制作業務について、限られた予算で集客性の高い番組を選定する目的で、公募型プロポーザル方式でプラネタリウム番組の選定を行いました。優

先交渉権者からは、優れた番組の提供のみならず、ドキュメンタリー映画祭や宇宙に関する企画展の開催、集客力の増につながるデジタルサイネージの無償貸出、インターネット・スマートフォンなどのデジタル広告による宣伝協力などが提案され、プロポーザル方式による効果が表れてきております。

視聴覚事業について申し上げます。

視聴覚情報事業については、圏域住民を対象とした「各種パソコン講座」、学校教育、社会教育機関等への視聴覚教材等の貸出しを通して、地域に貢献する人材育成を図りながら、学校教育及び社会教育の振興に寄与するための事業を展開しております。

今後も感染防止対策を十分に行いながら、安全・安心な大崎生涯学習センターの運営を行ってまいります。

大崎広域ほなみ園事業について申し上げます。

今年度の在籍園児数については、4月当初29名でスタートしておりましたが、現在、途中入園を含めて31名の在籍となっております。利用形態に対応した中で、適正な調整管理により一日の利用定員30名で運営を行っております。また、4年目となる医療的ケア児については、6名を受け入れております。

療育のリハビリについては、令和5年度の事業実施に向けて作業療法士を招いてのリハビリテーション療育プログラム導入準備事業として取り組んでいるところであります。

給食提供については、今年度より調理業務の委託を実施し、安定的かつ効率的な給食提供を行っているところであります。

あわせて、家庭における食事の在り方が重要視されていることから、食事の実態調査を行い、家庭支援としてよりよい食育に努めてまいります。

新型コロナウイルスの対策については、日々の消毒作業、保護者等への感染防止対策の徹底などの取組を継続してまいります。

引き続き保護者の皆様の御理解と御協力をいただきながら、構成市町福祉担当課と連携を図り、よりよいサービス提供に努めてまいります。

以上、施策の大綱について申し上げますが、共同処理事務事業のさらなる効率性と効果的な運営に努め、圏域住民皆様が安心して安全なサービスが受けられるよう最大限努力してまいります。

今定例会に提案いたします補正予算等の議案に関する説明は、別途申し上げることとし、行政報告といたします。

---

#### 「日程第4 報告第1号 令和2年度大崎地域広域行政事務組合一般会計事故繰越し繰越計算書」

○議長（相澤孝弘君） 日程第4 報告第1号に関し、管理者から報告を求めます。

伊藤管理者。

○管理者（伊藤康志君） 報告第1号令和2年度大崎地域広域行政事務組合一般会計事故繰越し繰

越計算書につきまして、地方自治法施行令第150条第3項の規定に基づき御報告いたします。  
議案書の1ページをお開き願います。

4款3項清掃費、リサイクルセンター管理経費のCT測定器内蔵オゾンガス発生装置購入につきまして、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、内蔵部品であるオゾンセンサーの生産が追いつかず、納期としていた令和3年3月31日までの納入が困難となったため、地方自治法第220条第3項ただし書の規定に基づき事故繰越として356万4,000円を令和3年度へ繰越しするものであります。

以上、一般会計事故繰越し繰越計算書の御報告とさせていただきます。

---

#### 「日程第5 議案第12号 大崎地域広域行政事務組合大崎広域新斎場整備基金条例」

○議長（相澤孝弘君） 日程第5 議案第12号大崎地域広域行政事務組合大崎広域新斎場整備基金条例を議題といたします。

管理者から提案理由の説明を求めます。

伊藤管理者。

○管理者（伊藤康志君） 説明に入ります前に、この条例案を提案するに当たり、構成市町において、大崎ふるさとづくり基金の出資金の権利の放棄と組合格約変更の議決を賜りましたことに厚くお礼を申し上げます。

それでは、議案第12号大崎地域広域行政事務組合大崎広域新斎場整備基金条例について御説明申し上げます。

議案書の2ページをお開き願います。

大崎広域新斎場整備事業の実施に当たり、一般財源の大幅な増加が見込まれることから、組合の財政計画で市町負担金の軽減と平準化を図るため、令和5年度から令和7年度にかけての建設工事費の財源に大崎ふるさとづくり基金の一部9億円を取り崩して事業費に充当する計画としてしております。

大崎ふるさとづくり基金の取崩しについては、取崩しを行う都度、構成市町での大崎ふるさとづくり基金出資金の権利の放棄と組合格約変更、組合での大崎ふるさとづくり基金条例の改正が必要となります。この取崩し手続を一括して行い、大崎ふるさとづくり基金9億円を取り崩し、大崎広域新斎場整備事業基金に積み立て、令和5年度から財源充当を計画的に行い、新斎場整備事業を円滑に進めるため、条例を制定するものであります。

以上、議案第12号について御説明を申し上げましたが、何とぞ御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます、説明といたします。

○議長（相澤孝弘君） これから質疑に入ります。通告がありますので発言を許します。

3番富田文志議員。

○3番（富田文志君） 3番富田文志でございます。

端的に質疑をしてみたいです。よろしくお願ひいたします。

まず、冒頭、提案者から各自治体、権利の放棄と規約の改正が行われたという御礼の言葉がございました。通告用紙の3番に全て整ったという理解でよいかと通告をしておりましたが、その説明で把握できましたので、そのほかの部分で聞いてまいります。

まず、第6条、管理者は財政上必要があると認めるときは、基金に属する現金を歳入歳出現金に繰り替えて運用することができるというようにあります。この繰替運用は、どのような場合を想定してこのような第6条ということに盛り込まれているのか伺いたいと思います。

○議長（相澤孝弘君） 川鍋会計課長。

○会計課長（川鍋正敏君） 大崎地域行政事務組合大崎広域新斎場整備基金条例第6条における繰替運用が想定される場合についてお答えをいたします。

歳計現金につきましては、公金管理運用基準に基づき、資金収支計画を作成し、歳計現金の需要を把握しておりますが、収支計画により資金の不足が予見されたときに、基金繰替運用実施要領に基づき繰替運用を行うものであります。

令和2年度、3年度におきまして、現在建設しております西地区熱回収施設建設工事に伴う前払金の支払いのため、基金からの繰替運用を実施しております。新斎場建設工事におきましても、同様に財政対策上、必要になる可能性も考えられますことから、基金の繰替運用について規定をいたしたところであります。

○議長（相澤孝弘君） 富田文志議員。

○3番（富田文志君） 了解をいたしました。

そこでなのですけれども、この基金条例ですね、なぜこのふるさとづくり基金条例の一部改正を附則としてここに、附則の2でありますけれども、私は、この基金条例の一部改正として上程すべきだなど、このように思うのですが、なぜこの附則でこのようになっているのか、その辺伺いたいと思います。

○議長（相澤孝弘君） 藤島事務局長。

○事務局長兼総務課長（藤島善光君） 本日、よろしく申し上げます。

それでは、ただいまの御質問についてお答えをさせていただきます。

今回のことにつきましては、組合としてもなかなかレアなケースということで、こういったことを実施する前に十分調べさせていただきました。そして、まず、確認させていただいたのが、法制執務詳解という冊子が、私たちの虎の巻のようなものなのですけれども、そういったものの中では、条例・規則の一部改正について記載しているところでございます。その中で、一部改正の類型では、本則による改正と附則による改正がございまして、附則の改正では、新たな条例・規則の制定に伴って、既存の条例・規則を改正する必要がある場合は、改正の原因となる新たに制定する条例・規則の附則において改正することと定めているところでございます。

また、条例・規則の形式についても記載しておりまして、ある条例の制定に伴いまして、ほかの条例を改廃する必要がある場合は、その改廃の原因となった条例の附則でこれを改廃す

ると定めてございます。

念のため、私ども県の市町村課等にも確認をさせていただいて、今回のような手続を取らせていただいているという状況でございます。

○議長（相澤孝弘君） 富田文志議員。

○3番（富田文志君） そうしますと、この部分は、ふるさとづくり基金の第5条第2項に、基金の処分があった場合においては、第2条の規定にかかわらず処分後の額とすると、このようにも盛られているんですね。ということは、ここを理解すると、この処分があったということになれば、もう既にこの基金条例のこの部分を変えなくても、わざわざ変えるという手続をしなくても自動的に変わるという理解でよかったですかね。

○議長（相澤孝弘君） 藤島事務局長。

○事務局長兼総務課長（藤島善光君） 議員おただしのおりでございます。

○議長（相澤孝弘君） 富田文志議員。

○3番（富田文志君） 終わります。ありがとうございます。

○議長（相澤孝弘君） 以上で通告による質疑は終わりました。ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相澤孝弘君） これをもって質疑を終結いたします。

これから討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相澤孝弘君） 討論なしと認めます。

討論がなければ採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相澤孝弘君） 御異議なしと認めます。

これから議案第12号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相澤孝弘君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第12号大崎地域広域行政事務組合大崎広域新斎場整備基金条例は、原案のとおり可決されました。

---

「日程第6 議案第13号 大崎地域広域行政事務組合一般廃棄物処理施設条例の一部を改正する条例」

○議長（相澤孝弘君） 日程第6 議案第13号大崎地域広域行政事務組合一般廃棄物処理施設条例の一部を改正する条例を議題といたします。

管理者から提案理由の説明を求めます。

伊藤管理者。

○管理者（伊藤康志君） 議案第13号大崎地域広域行政事務組合一般廃棄物処理施設条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

議案書の4ページ及び条例の制定・改正に関する資料の3ページ、4ページをお開き願います。

令和4年度の供用開始を目指して整備を進めております西地区熱回収施設についてですが、大崎広域中央クリーンセンターの名称を引き継いで、その位置を定めるものであります。

また、施行期日につきましては、建設工事の進捗に遅れはないものの、供用開始の期日が確定していないことから、規則で別に定めるものであります。

以上、議案第13号について御説明を申し上げましたが、何とぞ御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます、説明といたします。

○議長（相澤孝弘君） これから質疑に入りますが、ただいまのところ通告はありません。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相澤孝弘君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相澤孝弘君） 討論なしと認めます。

討論がなければ採決いたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相澤孝弘君） 御異議なしと認めます。

これから議案第13号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相澤孝弘君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第13号大崎地域広域行政事務組合一般廃棄物処理施設条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

---

#### 「日程第7 議案第14号 財産の取得について」

○議長（相澤孝弘君） 日程第7 議案第14号財産の取得についてを議題といたします。

管理者から提案理由の説明を求めます。

伊藤管理者。

○管理者（伊藤康志君） 議案第14号財産の取得について、提案理由を述べさせていただきます。新斎場整備事業のため、建設用地取得に深い御理解と心温まる御協力をいただきました地権

者皆様，組合議会議員の皆様に改めてこの場をお借りいたしまして感謝を申し上げるものであります。

議案書の5ページをお開き願います。

建設用地取得につきましては，令和2年5月1日，第2回組合会において，大崎市古川小野字新田裏を新斎場の建設用地とすることを決定し，周辺地区への説明会や地権者様との意見交換を重ね，令和3年9月11日に土地売買仮契約を締結いたしました。建設用地として取得する土地の所在地は，大崎市古川小野字新田裏23番のほか33筆，地権者13名でございます。総面積は2万9，245平方メートルで，2，727万6，000円で取得するものであります。取得する単価につきましては，不動産鑑定評価額で提示し，地目が田で1平方メートル標準価格，耕作地960円，不作地860円で合意し，仮契約の締結をいただきましたことから，御提案申し上げるものであります。

以上，議案第14号について御説明申し上げましたが，何とぞ御審議の上，御可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（相澤孝弘君） これから質疑に入ります。通告がありますので発言を許します。

3番富田文志議員。

○3番（富田文志君） まずは，財産の取得，上程されました。土地が確保できたということ，まずは喜ばしいことだと評価したいと思います。

そこでなのですが，端的にお伺いしたいと思います。今回，地目が全て田になっております。その中で，耕作地と不作地と分けられました。単価的には，今提案者から説明をいただきましたけれども，まずもってこの積算根拠について伺いたいと思います。

○議長（相澤孝弘君） 佐藤施設整備課長。

○施設整備課長（佐藤忠房君） 新斎場整備建設用地の契約金額の積算根拠についてお答えいたします。

議員お尋ねの契約金額の積算根拠でございますけれども，不動産鑑定士に土地の鑑定評価を依頼いたしまして，その評価額を基に耕作地，不作地の単価を決定の上，契約金額を算定したものでございます。

初めに，耕作地の1平米当たりの960円の算出方法でございますけれども，取引事例比較法を適用いたしまして，近隣地域における1平米当たりの比準価格の4件の近隣農地取引事例を基に，事情補正，それから，時点修正，標準化補正，地域格差の補正を行い，4件分を算出いたしました。その4件の算出価格の平均額が960円ということで，耕作地の960円を設定させていただきました。

続きまして，不作地の860円についてですけれども，価格意見書の個別的要因の部分で，再生費用も含めまして，不作地は耕作地の100分の90に価格が原価考慮されると意見されておりますので，基準価格となる耕作地の960円に100分の90，コンマ9を乗じて算出したものが不作地の860円の金額になります。

以上です。

○議長（相澤孝弘君） 富田文志議員。

○3番（富田文志君） 了解をいたしました。そこでなのですけれども、以前に頂いた資料で、この買収面積2万9,245平米となっておりますけれども、以前に私が見た資料では、3万3,509平米という面積でした。この差は、先ほどの説明では、全ての必要な土地が売買契約にこぎ着けたという説明でしたので、その差はどういうところから出ているのか伺いたいと思います。

○議長（相澤孝弘君） 佐藤施設整備課長。

○施設整備課長（佐藤忠房君） 仮契約の面積についてお答えいたします。

議員お尋ねの3万3,509平米につきましては、さきにお示しさせていただいております基本計画に記載しているものだと思います。この中には、新斎場敷地内に地番のない農道や水路の閑地が含まれているものでございます。今回お示ししております面積の合計2万9,245平米は、3万3,509平米から農地と水路の閑地面積を差し引いた面積となりまして、用地買収といたしましては今回の契約が全てでございます。

以上でございます。

○議長（相澤孝弘君） 富田文志議員。

○3番（富田文志君） 了解です。そこでなのですけれども、今回の契約金額2,700万何がしの金額になっております。これも既に概算費用の求め、いろんな資料もあるのだと思いますが、それと比較をしますと大分安価になっております。この辺をどのように評価というのか、どのように捉えているのか伺いたいと思います。

○議長（相澤孝弘君） 金森副管理者。

○副管理者（金森正彦君） 計画段階では、反当2,000円という形で当初見ておりました。というのは、この鑑定をかけないと、やはり正式な評価が出てきません。今、200万円でも、平米2,000円ですか、ですから反当200万円ということですが、これは農地が今、かなり下がってございまして、それであつてもやはり公用地ということで取得する際には、それぐらい見ておかなければということで、当初はその単価で見たところございまして、今回新たに1反歩当たりですね、96万円ということでございますので、そういった差が出たということでございます。

私どもも、今後とも用地交渉については、適正な単価で用地取得に努力してまいりますので、よろしくどうぞお願い申し上げます。

○議長（相澤孝弘君） 富田文志議員。

○3番（富田文志君） 今後、このような広域で関わる事業に対しての買収の基礎になる金額という思いで捉えてよろしいのかどうか伺って。

○議長（相澤孝弘君） 金森副管理者。

○副管理者（金森正彦君） あくまでやっぱり鑑定をかけた中で、基本はそれで交渉をしていくと

いうことですが、やはり必ずしも鑑定価格がイコール契約額ということではないのは承知しておるところでございますけれども、やはり基準となるのは、やはり鑑定額と。今回はたまたま鑑定額イコールとなりましたけれども、そういった理解を地権者に求めていきたいと考えているところでございます。

○議長（相澤孝弘君） 富田文志議員。

○3番（富田文志君） 終わります。

○議長（相澤孝弘君） 以上で、通告による質疑は終わりました。ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相澤孝弘君） これをもって質疑を終結いたします。

これから討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相澤孝弘君） 討論なしと認めます。

討論がなければ採決いたしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相澤孝弘君） 御異議なしと認めます。

これから議案第14号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相澤孝弘君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第14号財産の取得については、原案のとおり可決されました。

---

「日程第8 議案第15号 令和3年度大崎地域広域行政事務組合一般会計補正予算  
(第1号)」

○議長（相澤孝弘君） 日程第8 議案第15号令和3年度大崎地域広域行政事務組合一般会計補正予算(第1号)を議題といたします。

管理者から提案理由の説明を求めます。

伊藤管理者。

○管理者（伊藤康志君） 議案第15号令和3年度大崎地域広域行政事務組合一般会計補正予算(第1号)について御説明申し上げます。

補正予算の主な内容につきましては、地域防災組織育成助成事業助成金を活用した備品購入費の増額補正、職員の人事異動に伴う人件費の増減補正、また債務負担行為の追加補正を行うものであります。

お手元の議案書の8ページをお開き願います。

第1条は歳入歳出予算の補正で、歳入歳出ともに326万3,000円を追加し、予算総額

を125億4,569万3,000円に定めるものであります。

歳入予算、歳出予算の補正は、9ページの第1表に掲載のとおりであります。

第2条は債務負担行為の補正で、令和4年度業務の履行に合わせて令和3年度中に契約締結が必要となることから、令和3年度から令和4年度までの2年間で債務負担行為としての限度額を設定し、8件の予算の確保をお願いするものであります。

債務負担行為の補正は、10ページの第2表に掲載のとおりであります。

次に、令和3年度補正予算に関する説明書について御説明いたします。

初めに、歳入補正予算の内容について御説明いたします。

お手元の補正予算に関する説明書の3ページ、4ページをお開き願います。

8款1項繰越金は、前年度繰越金で256万3,000円の増額補正であります。

9款2項雑入は、地域防災組織育成助成事業助成金として70万円の補正計上であります。

次に、歳出の主な内容について御説明申し上げます。

5ページ、6ページをお開き願います。

各款項目の職員人件費につきましては、職員の人事異動等に伴う調整でございますので、節ごとの内訳につきましては説明を省略させていただきます。

2款1項総務管理費は、職員人件費で、各節合計して759万3,000円の増額補正であります。

3款1項児童福祉費は、職員人件費で、各節合計して380万円の減額補正であります。

4款1項衛生管理費は、職員人件費で、各節合計して150万円の増額補正であります。

4款3項清掃費は、ごみ処理施設管理運営費において、職員人件費で、各節合計して347万円の増額補正、し尿処理施設管理運営費においては、職員人件費で、各節合計して620万円の減額であります。

7ページ、8ページをお開き願います。

5款1項消防費は、常備消防管理費で、地域防災組織育成助成事業助成金を活用し、防火広報や研修会などでの利用を目的としたワイヤレス形式の音響機材を購入するもので、備品購入費として70万円の増額補正であります。

この結果、今回の補正額は歳入歳出それぞれ326万3,000円を追加し、予算総額は125億4,569万3,000円となります。

以上、議案第15号について御説明申し上げましたが、何とぞ御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（相澤孝弘君） 富田文志議員。

○3番（富田文志君） 3番富田です。

議案第15号に対して質疑通告をしておりますが、この質疑を取下げしたいと思いますので、お取り計らいをお願いします。

○議長（相澤孝弘君） ただいま、3番富田文志議員から質疑通告の取下げがありました。これを

許します。

これをもって質疑はありませんので、討論があれば受けたいと思います。討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相澤孝弘君） 討論がなければ、採決いたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相澤孝弘君） 御異議なしと認めます。

これから議案第15号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相澤孝弘君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第15号令和3年度大崎地域広域行政事務組合一般会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

---

#### 「日程第9 議案第16号 令和2年度大崎地域広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算認定」

○議長（相澤孝弘君） 日程第9 議案第16号令和2年度大崎地域広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

管理者から提案理由の説明を求めます。

伊藤管理者。

○管理者（伊藤康志君） 議案第16号令和2年度大崎地域広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算認定について御説明いたします。

お手元の令和2年度一般会計歳入歳出決算書の1ページをお開き願います。

一般会計の収入済額は131億5,551万6,838円、支出済額は130億6,078万9,519円で、歳入歳出差引残額は9,472万7,319円の黒字決算となっております。このうち7,000万円を地方自治法第233条の2の規定により財政調整基金に繰入れし、残りの2,472万7,319円は翌年度に繰越しをいたしております。構成市町の厳しい財政状況を踏まえ、引き続き効率的な共同処理事務に努め、圏域住民皆様方の安全・安心のため事務事業を遂行してまいります。

以上、令和2年度の決算概要につきまして御説明申し上げましたが、監査委員から決算審査意見書が提出されておりますので、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付して議会の認定に付するものであります。

なお、会計管理者から補足説明をいたさせますので、何とぞ御審議の上、御認定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（相澤孝弘君） 次に、会計管理者から補足説明を求めます。

中村会計管理者。

○会計管理者（中村弥生君） それでは、私からは、議案第16号令和2年度大崎地域広域行政事務組合一般会計の歳入歳出決算につきまして、補足して概要の説明を申し上げます。

お手持ちの一般会計歳入歳出決算書の12ページ、13ページ及び議案第16号関係資料の1ページ、2ページの令和2年度一般会計決算比較表の歳入を御覧願います。

初めに、一般会計の歳入の主な内容について説明を申し上げます。

1款分担金及び負担金は、収入済額が96億4,316万3,430円で、主な収入は1項1目の市町負担金96億3,973万5,000円となっており、前年度と比較し、衛生費負担金、震災復興特別交付税、負担金の増などにより、30億4,698万8,341円、46.19%の増となっております。

2款使用料及び手数料は、収入済額が3億7,556万2,276円で、主な収入は1項1目の衛生使用料3,390万2,522円、2項1目の衛生手数料3億3,414万5,250円となっており、前年度と比較し、社会教育使用料、じんかい処理手数料の減などにより2,033万4,309円、5.14%の減となっております。

なお、収入未済額の118万1,490円につきましては、平成21年度分のじんかい処理手数料で、令和2年度は2万円の納入となっております。今後もこの未収金の回収にはなお一層努力してまいります。

14ページ、15ページを御覧願います。

3款国庫支出金は、収入済額が19億8,706万9,260円で、主な収入は1項1目の衛生費国庫補助金19億8,498万8,260円となっており、前年度と比較し、衛生費国庫補助金の循環型社会形成推進交付金の増などにより19億3,167万3,260円、3,487.03%の増となっております。

4款県支出金は、収入済額が2,751万4,922円で、主な収入は1項1目の消防費県負担金1,444万2,367円となっており、前年度と比較し、市町村振興総合補助金の増などにより19万5,637円、0.72%の増となっております。

5款財産収入は、収入済額が3,031万7,653円で、主な収入は1項1目の利子及び配当金2,005万6,153円となっており、前年度と比較し、有価証券売却収入の増などにより、1,043万7,287円、52.5%の増となっております。

16ページ、17ページを御覧願います。

7款繰入金は、1億7,280万4,000円で、財政調整基金からの繰入れとなっております。

8款繰越金は、収入済額が4,141万4,922円で、うち繰越明許費に伴う繰越しは1,442万2,340円であり、前年度と比較し、繰越金全体で5億1,916万169円、92.61%の減となっております。

9款諸収入は、収入済額が2億4,337万3,998円で、主な収入は2項1目の雑入で、

内訳として、指定ごみ袋売払料1億2,931万2,720円、障害児通所給付費6,930万7,352円、資源物売払料2,690万1,163円などとなっております。前年度と比較し、指定ごみ袋売払料などの増などにより、諸収入全体で790万6,577円、3.36%の増となっております。

なお、収入未済額の7,240円につきましては、令和元年度における指定ごみ袋販売契約業者の破産手続開始に伴う指定ごみ袋売払料であります。令和3年第2回組合議会臨時会における権利の放棄の議決を経て、5月26日付で債権の取下げ書を提出しております。

10款組合債は、収入済額が6億3,410万円で、主に西地区熱回収施設整備事業、古川消防署災害対策特殊はしご付消防ポンプ自動車更新に係るものであり、前年度と比較し3,000万円、4.97%の増となっております。

これらの結果、16ページ、17ページの一番下の欄でございますが、歳入合計は収入済額が131億5,551万6,838円で、前年度と比較し44億9,132万2,388円、51.84%の増となり、予算現額に対し100.15%、調定額に対して99.99%の収入率となっております。

次に、一般会計の歳出の主な内容について御説明を申し上げます。

決算書の18ページ、19ページ及び議案第16号関係資料の3ページ、4ページの令和2年度一般会計決算比較表の歳出を御覧願います。

2款総務費は、支出済額が2億5,624万5,093円で、主な支出は1項1目の一般管理費2億354万7,514円、20ページ、21ページの3項1目の監査委員費1,148万1,106円、4項1目の自治振興費1,125万6,750円となっております。広域活動基盤推進事業における市町助成金、基金積立金の増などにより、前年度と比較し総務費全体では2,850万7,345円、10.27%の増となっております。

22ページ、23ページを御覧願います。

3款民生費は、支出済額が1億3,270万2,072円で、児童福祉施設運営費の増により、前年度と比較し967万488円、7.86%の増となっております。

4款衛生費は、支出済額が92億6,133万633円で、主な支出は24ページ、25ページの2項1目斎場管理運営費1億5,632万8,601円、3項1目のごみ処理施設管理運営費78億9,030万9,279円、26ページ、27ページの同項2目し尿処理施設管理運営費10億944万7,369円などであります。この中で、24ページ、25ページのごみ処理施設管理運営費78億9,030万9,279円のうち西地区熱回収施設建設工事費が55億7,111万1,000円となっております。また、事故繰越は、CT測定器内蔵オゾンガス発生装置購入に伴うもので、356万4,000円であります。西地区熱回収施設建設工事費の増などにより、前年度と比較し衛生費全体では48億4,528万696円、109.72%の増となっております。

5款消防費は、支出済額が28億4,505万9,526円で、1項1目の常備消防費が2

5億2,647万1,526円,28ページ,29ページの同項2目の消防施設費が3億1,858万8,000円となっており,旧大崎広域消防本部古川消防署解体工事完了などにより,前年度と比較し,消防費全体では1億7,662万6,919円,5.85%の減となっております。

6款教育費は,支出済額が1億3,625万5,865円で,1項教育総務費6,933万9,626円,2項社会教育費6,691万6,239円となっており,空調設備更新工事完了などにより,前年度と比較し教育費全体で1億3,490万9,861円,49.75%の減となっております。

30ページ,31ページを御覧願います。

7款公債費は,支出済額が4億980万5,760円で,消防署建設及び消防車両購入に係る地方債償還完了などに伴い,前年度と比較し6,695万6,387円,14.04%の減となっております。

これらの結果32ページ,33ページの一番下の欄でございますが,歳出合計は,支出済額が130億6,078万9,519円で,前年度と比較し44億9,800万9,991円,52.53%の増となり,不用額は10節需用費や12節委託料など7,147万3,821円で,予算現額に対します執行率は99.43%となっております。

次に,一般会計の実質収支等について説明を申し上げます。

決算書の34ページ及び議案第16号関係資料の3ページ,4ページを御覧願います。

一般会計の歳入歳出差引額は,9,472万7,000円で,このうち事故繰越額は356万4,000円となっており,実質収支額が9,116万3,000円で,このうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額は7,000万円となっております。

以上,一般会計の歳入歳出決算の概要について説明を申し上げましたが,詳細につきましては,歳入歳出決算書,財産に関する調書,主要施策の成果に関する説明書及び監査委員より提出されました決算審査意見書などを御参照願います。

何とぞ御審議の上,認定賜りますようお願いを申し上げ,補足説明とさせていただきます。

○議長(相澤孝弘君) 続いて監査委員から審査意見の報告を求めます。

佐々木監査委員。

○監査委員(佐々木富夫君) 監査委員を代表しまして,令和2年度決算審査の概要について報告を申し上げます。

地方自治法第233条第2項の規定により,管理者から審査に付されました令和2年度一般会計歳入歳出決算,同事項別明細書,実質収支に関する調書及び財産に関する調書について,会計管理者所管の歳入歳出簿,その他関係諸帳簿と照合し,計数の正確性,収入支出の合法性,財産管理の適正性等の確認を行い,例月現金出納検査,定期監査の結果を参考にするとともに,関係職員から説明を聴取するなどして,詳細に審査を実施し,9月2日に審査が終了いたしました。

それでは、一般会計の総括を申し上げます。

お手元の決算審査意見書の2ページ上段の一般会計歳入歳出決算総覧の表を御覧願います。

収入総額は131億5,551万6,838円で、歳出総額は130億6,078万9,519円で、歳入歳出差引残額は9,472万7,319円となっております。

まず、一般会計の概要を申し上げます。

2ページ下段の表、令和2年度の欄を御覧願います。

差引残額は、9,472万7,319円から翌年度へ繰り越すべき財源356万4,000円を差し引いた9,116万3,319円が実質収支額でありまして、うち7,000万円を財政調整基金に繰り入れております。

次に、歳入について申し上げます。

3ページ上段の表を御覧願います。

収入済額は131億5,551万6,838円で、予算現額に対する収入率は100.15%でございます。調定額に対し99.99%となっております。収入未済額は118万8,730円で、前年度より2万円減少しております。内訳につきましては、5ページの第2款使用料及び手数料のじんかい処理手数料で、過年度分のごみ焼却処理料118万1,490円と、8ページ、第9款諸収入の雑入で、指定ごみ袋売払料7,240円であります。過年度分の未収金については、負担金の公平性の観点から引き続き縮減に努めるとともに、新たな未収金が発生することのないよう、適正な債権管理に努めることを望むものであります。

各款の歳入状況につきましては、3ページから9ページ及び審査資料の18,19ページに記載しておりますので、詳細につきましては省略をさせていただきます。

次に、歳出について申し上げます。

9ページ下段の表を御覧願います。

予算現額131億3,582万7,340円に対しまして、支出済額は130億6,078万9,519円で、翌年度への繰越額356万4,000円を差し引いた7,147万3,821円が不用額で、予算現額に対する執行率は99.43%となっております。

歳出決算額を款別に見ますと、最も多くの割合を占めているのが11ページの第4款衛生費92億6,133万633円で、歳出決算総額に占める割合は70.91%、次に、12ページの第5款消防費28億4,505万9,526円、21.78%の順となっております。

その他、各款の歳出状況につきましては、10ページから14ページ及び審査資料の18ページから25ページに記載しておりますので、ここでの詳細については省略させていただきます。

次に、財産に関する調書について申し上げます。

15ページを御覧願います。

公有財産の年度末現在高は、土地につきましては当年度の増減はなく、66万3,244.72平方メートルとなっております。建物につきましては、鳴子消防署車庫の新築工事により

151.90平方メートル増加し、延べ面積の合計は6万34.51平方メートルとなっております。無体財産権につきましては、増減はなく、商標権が3件となっております。また、50万円以上の重要物品の増減内訳につきましては、決算書の財産調書に記載のとおり、車両が2台減少し、試験・測定器具等4機、救急機器等3機が増加し、当年度末の合計は238品で、前年度より5品増加しております。なお、これらの維持管理につきましては良好であると認めたものであります。

次に、基金の運用状況について申し上げます。

15、16ページを御覧ください。

財政調整基金、大崎ふるさとづくり基金の運用状況は、16ページの表のとおりでございます。基金全体の年度中増減高は1億141万349円の減であり、年度末における基金総額は40億8,974万422円となっております。基金に属する現金は、預金または有価証券により適正に運用されていると認めるものであります。今後もより安全でかつ効率的な運用を望むものであります。

さて、令和2年度は、4款衛生費3項清掃費が前年度に比べて大幅に増加しております。これは、西地区熱回収施設等整備事業がピークを迎えたことによるものであります。令和4年度から西地区熱回収施設の一部が供用開始となり、施設運営維持管理業務の債務負担行為額が20年間で100億円と長期にわたり高額な支出を予定していることから、施設の適正な維持管理の確保と運営に係る経費の縮減が図られるよう意を用いていただければと存じます。

そして、構成市町においては、人口減少や少子高齢化が進む中で、いまだ収束の兆しが見えない新型コロナウイルス感染症により住民生活や経済活動への長期的な影響が危惧され、歳入の確保にも波及することが想定されますことから、より一層の歳出削減への取組が求められているところであります。歳入の7割以上を構成市町からの負担金が占める当組合におきましては、組合格約で定める共同処理事務の具体的な事業計画である大崎広域市町村圏計画に基づき、財政負担の軽減、平準化を行いながら、限られた財源の中で最大の効果を上げるよう望むものであります。

今後とも事務事業の適正な執行に努め、大崎圏域の発展に向けた事業運営に尽力されることを期待するものであります。

以上、令和2年度一般会計決算審査の概要について申し上げましたが、決算内容並びに予算執行状況につきましては、いずれも適正、妥当であると認めるものであります。その詳細につきましては、お手元の審査意見書により御理解を賜りますようお願いを申し上げ、審査意見の報告といたします。

○議長（相澤孝弘君） これから質疑に入ります。通告がありますので、順次発言を許します。

4番山田和明議員。

○4番（山田和明君） それでは、令和2年度大崎地域広域行政組合の一般会計の歳入歳出決算認定で、初めに、分担金及び負担金についてお尋ねをいたします。市町の負担金が多くなって、

先ほどもありましたけれども、この震災復興特別交付税負担金が大幅に増額をいたしてあります。また、西地区熱回収施設に投入されております。一方、令和2年度におきましても、これら非常に多くなっております。先ほども示されましたけれども、96億3,937万5,000円ということでございます。そうした中で、今回、震災復興特別交付金は30億円を超える額が示されてまいりましたけれども、市町の負担金が歳入の大宗をなしており、負担が重荷になっているのではないかと考えております。各市町の財政状況の厳しい中で、そういう負担が強いられたというこの2年度の決算だったと思いますけれども、その点はどのように捉えておりますか、お伺いをいたします。

○議長（相澤孝弘君） 藤島事務局長。

○事務局長兼総務課長（藤島善光君） お答えいたします。

議員御懸念のとおり、昨今、コロナ禍ということもあって、構成市町の財政状況は非常に厳しいということは、私どもも理解しております。しかしながら、共同事務としてやっていかなければならない事業というものがああります。その辺のところを優先順位等を整理し直して、現在取り組んでいるという状況でございます。市町負担金ということで、真水の分が約66億円、震災復興特交の分が約30億円ということで、合わせて市町負担が96億円ほどとなってございます。令和元年度末に策定をさせていただきました市町村計画でも、市町負担金のアップ、いわゆる上限額ですね、そちらは70億円とすると定めているのですけれども、しかしながら、このような状況が続いているとういうことで、令和元年度末に策定いたしました市町村計画とセットで10年間の財政計画というものを策定してございます。それで、令和2年度末にこの財政計画も見直しをしまして、例えば、令和3年度の予算要求ベースになりますけれども、当初の計画よりも歳出抑制を徹底させていただきまして、約4億円ほど減額をして我々は取り組んでいるという状況でございます。

いずれも、今後、いろんな大型事業が展開してまいりますけれども、そういった中でも極力歳出抑制に努めながらさらには特財の確保、例を挙げますと、令和3年の第1回定例会でも御説明をしているところでございますけれども、実は、震災復興特交でございまして、西地区熱回収施設の関係で、特別、環境省と連携がうまくいって、県にも中に入ってもらって、そういったことで、約1年延ばしてもらったということで、4億3,000万円ほど特財を確保するという事実もございますので、今後ともそういった努力を積み上げながら、市町負担金の軽減、さらには平準化に取り組んでまいりたいと考えてございます。

○議長（相澤孝弘君） 山田議員。

○4番（山田和明君） ただいま答弁いただきました、その努力については了といたすところでございます。そういった中で、これが平準化といえますか、それが図られるとういうことの答弁もございました。そんな中で、震災復興特別交付税負担金でございまして、いわゆる震災復興のため、そしてこのような状況の中で新たな西地区熱回収施設が今建設されて、完成しようとしております。この関係ですけれども、これらについて、また農林業系汚染廃棄物です

ね、放射能の、これで7年間で本焼却していくということでございます。それらの関係と震災復興特別交付税の負担金の関係、どのようになっておりますでしょうか、お示し願えればと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○議長（相澤孝弘君） 藤島事務局長。

○事務局長兼総務課長（藤島善光君） お答えさせていただきます。

この震災復興特交につきましては、西地区熱回収施設については先ほど御紹介申し上げましたように、特別1年延ばしてもらって、令和3年度で終了するということになりますけれども、今後は、農林業系汚染廃棄物の処理事業のみがこの震災復興特交に該当してくるということになります。

御承知かと思うのですが、この震災復興特交につきましては、補助率が2分の1ということで、この補助金は当組合に直接入ってきますけれども、いわゆる補助残分については、措置率が100%で、市町に交付税ということで入ってきます。これが市町経由で当組合に、先ほど言ったように真水の分の上乗せ分として当組合に市町負担金ということで入ってくるという流れになってございます。

以上でございます。

○議長（相澤孝弘君） 山田議員。

○4番（山田和明君） 分かりました。

それで、構成市町の財政状況だったり、先ほども答弁ありました、人口減少だったり、少子高齢化等の問題、課題を抱える中でありますけれども、広域では施設の老朽化等もあり、新たな取組をしなければならないということで、今、そういう事情としても進めております。そして、大型プロジェクト事業になっております。大崎広域全体を考えた場合、果たしてこれで今、進んでおりますけれども、心配な部分もあります。そのような観点から、将来につなげる広域の在り方を、令和2年度において広域ではどのような議論をされましたでしょうか。お伺いをいたします。

○議長（相澤孝弘君） 藤島事務局長。

○事務局長兼総務課長（藤島善光君） 繰り返しになろうかと思っておりますけれども、構成市町については、コロナ禍で財政事情が厳しい、さらには、議員おただしのように、人口減少問題等で税収等も減ってきているということが挙げられております。ただ、市町が各事業を単独でやるという効率性を考えれば、当然、この共同事務ということで、広域のスタイルが望ましいということで、現在まで至っているという状況かと思っております。そういった中でも、例えば、施設については、建て替えるとお金がかかるので、極力長寿命化が図れるものについては長寿命化を図っていこうと。さらには、事前通告もございまして、財産等についても、我々はある程度目的を持った事務組合でございまして、行政財産は致し方ないのですけれども、普通財産については、極力売却等をして、市町負担金の軽減を図っていこうということで考えているところでございます。

○議長（相澤孝弘君） 山田議員。

○4番（山田和明君） それでは、整備事業が続きます、そして負担金の調整及び起債借入れに伴う公債費の増額も避けられません、そういう状況が続いております。負担金と公債費の見通しについてお尋ねいたします。

○議長（相澤孝弘君） 藤島事務局長。

○事務局長兼総務課長（藤島善光君） お答えをいたします。

負担金につきましては、平準化ということで、繰り返しになって申し訳ないですけども、アッパーを70億円にするようにということで、大体65億円から66億円ほどで推移していくという流れになってございます。公債費ですけども、今後、大型の事業等が出てまいりまして、これは以前の財政計画の中でもお示ししておるんですけども、令和10年ぐらいには、起債残高が100億円を超えてしまう時期が出てくるというところでございますので、その辺のところを御理解を賜りたいと思います。

○議長（相澤孝弘君） 山田議員。

○4番（山田和明君） 続きまして、西地区熱回収施設ができることによって、地域での共存ができる桜ノ目地区内での地域振興策についてお尋ねをいたします。そのことについて話合いもされてまいりました。協議も具体的に進んでいると思っておりますけれども、その部分のところで、広域もいろいろ努力されているのだらうと思っておりますけれども、どれぐらいこの協議について進んだのかどうか、令和2年度についてお尋ねいたします。

○議長（相澤孝弘君） 佐藤施設整備課長。

○施設整備課長（佐藤忠房君） 桜ノ目地区の地域振興協議について、どれぐらい進んだのかということでございますけれども、現在まで、平成29年5月13日に提言されました周辺地域振興ビジョンの中のロードマップに沿って、周辺整備事業を行っております。その中で、まちづくり専門部会、周辺地域協議会、それから、ワークショップ等を行っておるところでございます。

以上です。

○議長（相澤孝弘君） 山田議員。

○4番（山田和明君） 今、答弁ありましたけれども、桜ノ目地域は、ごみ処理、し尿処理、そして粗大ごみの処理施設等もあります。騒音、悪臭、ばい煙など、それら心配する声がありますけれども、それを地域の方は受け入れておりますし、また、受け入れようとしております。広域行政も地域の環境整備をすることで、地域住民の日常生活に思いをはせることも必要でもありますし、行政として大きな責任を持っておりますし、また果たしているわけです。それに答えようとしているわけでございますけれども、行政事務組合として責任において、ぜひとも取り組んでもらいたいですし、また、地域住民への配慮は欠かせないものと、私はこう思っておりますけれども、その点、いささかも変わっていないのかどうか、また確認をしておきたいと思っております。

○議長（相澤孝弘君） 藤島事務局長。

○事務局長兼総務課長（藤島善光君） 私からお答えをいたします。

確かにこれまで、地域の皆様と一緒にやってきたつもりではおりました。しかしながら、ボタンのかけ違えというものがあつたのは否めない状況でございます。そういったことで、今年の5月に地域からの要望書も当組合に頂戴しているところでございます。その後、そういったことを膝を交えまして、ざっくばらんに話し合いをして、結局、我々も、実際いろんな事業をやってきたのですけれども、表現の仕方が、説明の仕方が十分ではなかったといったことを整理しながらやって、現在は地域の皆さんとベクトルをある程度そろえて、足並みがそろってきているという状況でございます。議員御懸念になっていると思うのですけれども、今後、さらなる地域の皆さんとの連携をして進めてまいりたいと考えておりますので、御理解賜りたいと思います。

○議長（相澤孝弘君） 山田議員。

○4番（山田和明君） ぜひとも地元の住民とも連携を取って、よくそのところ吟味していただいて進めていただきたいと思っています。

次に移ります。財産売払収入の有価証券の売却益についてお尋ねいたします。有価証券は、国債証券、地方債証券、社債券、証券の信託等があると思うのですけれども、それら売却によって得られる収益でございますけれども、大崎広域ではどういう有価証券だったのでしょいか、お尋ねいたします。

○議長（相澤孝弘君） 川鍋会計課長。

○会計課長（川鍋正敏君） お答えいたします。

財産売払収入につきましては、全て有価証券売払収入でございますけれども、今回売却いたしました有価証券につきましては、額面5億円の国債、こちらを令和3年3月19日に売却いたしましたものであります。

以上でございます。

○議長（相澤孝弘君） 山田議員。

○4番（山田和明君） 有価証券を売却した場合は、原則として取引日において譲渡対価の額から譲渡原価の額を控除した金額、利益を有価証券売却益に計上した、そのとおりですか。

○議長（相澤孝弘君） 川鍋会計課長。

○会計課長（川鍋正敏君） 議員おっしゃるとおり、そのとおりでございます。今回売却した国債につきましては、売却単価が102,052円でございますので、今回1,026万円の収入となったものでございます。

以上でございます。

○議長（相澤孝弘君） 山田議員。

○4番（山田和明君） これには、この額には、手数料も入っているのですか。そのところどうでしょうか。

○議長（相澤孝弘君） 川鍋会計課長。

○会計課長（川鍋正敏君） 手数料については入ってございません。

○議長（相澤孝弘君） 山田議員。

○4番（山田和明君） 分かりました。手数料は入っていないということですね。

次に移ります。次には、児童福祉施設運営費、ほなみ園でございます。ほなみ園の施設、老朽化と狭隘さの中で事業に取り組んでいるところでございます。令和2年度におきまして、それらをどう対処し取り組んだのかお尋ねをいたします。

○議長（相澤孝弘君） 坂井ほなみ園長。

○ほなみ園長（坂井 浩君） お答えいたします。

近年、重度障害や医療的ケア児の園児が増加している状況から、重度障害児クラスの複数化が望まれるところですが、限られた療育室の関係から、ホールの利活用やクラスをパーティションで仕切るなど、個別に子供の発達を促す活動を通して療育プログラムに工夫をしながら3クラスで療育を行っております。

また、保健室についても、衛生環境やプライバシーの確保からパーティション等を活用した中で対応を行っております。

以上です。

○議長（相澤孝弘君） 山田議員。

○4番（山田和明君） ほなみ園では、児童が医療的ケア児を含めまして33名で運営していただきました。その中でリハビリテーションの療育プログラム導入準備事業も実施し、本格実施に向けて取り組んでいるところでございます。施設の老朽化と狭隘さの中で、事業に取り組んでいる令和2年度ですけれども、私は非常に今、状況が厳しいなと思ってはいますけれども、3クラス、そして保健室があるんだということでございます。

そういった中で、療育室が狭く、児童の園生活に影響を及ぼしているのではないかなと思っています、コロナの中です。明るい療育室で声を上げながら伸び伸びと子供たちが園生活できるように環境整備を整える必要があるのではないかなと誰しもが思っております。そういう観点から、この市町村計画でも明確にうたっております。その中で、組合における課題として取り上げておりますし、管理者の行政報告にもありました、ほなみ園の医療的ケア児の人数も増えております、そういったことを思うにつけ、大崎市、そして大崎広域と一体となった、何と言いますかね、新しい施設の整備と申しますか、それについての議論は始めてみるべきではないかなと思っています。2年度についてそういう議論をされたのかどうかお尋ねをいたします。

○議長（相澤孝弘君） 坂井ほなみ園長。

○ほなみ園長（坂井 浩君） 議員の御心配、大変ありがとうございます。令和2年度においては、ただいま申し上げたとおり、老朽化等も進んでいるということで、その中でも職員一丸となって、子供たちの療育に努めてまいりました。

また、老朽化対策といたしまして、今年度は園舎の修繕等もたまたま実施しているところがあります。その中で、医療的ケア児の受入れということでありましたけれども、今年度、医療的ケア児の受入れがほなみ園に集中している現状を踏まえまして、古川穂波地区に民間の施設が来年2月以降開所する予定となっていますので、その辺も含め官民一体となって子供たちの支援をしてまいりたいと考えています。

○議長（相澤孝弘君） 山田議員。

○4番（山田和明君） そのような官民一体となった連携を取るということで進めるようでございます。そういった中で、やっぱり民が主導的になって、ぜひとも医療的ケア児を恵まれた教育環境の中で進めていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

それで、先ほども答弁として出ましたけれども、新型コロナウイルス感染症対策でございますけれども、療育室の中で非常に先生方、園長はじめスタッフの皆さん方、大変苦勞されているのだろうと思っております。そういった中で、令和2年度におきましては、3密対策をしながら、コロナウイルス感染症対策と、そして親御さんとの連携の取り方とか、いろいろなことをやっているのだと思っております。そういった中で、医療のこととかいろんなことが関係することもあるのだと思っておりますけれども、そういうほなみ園を取り巻く感染症に対する取り組み方といいますか、総体的にどうサポートしていくのかということの議論などされているのでしょうか。

○議長（相澤孝弘君） 坂井ほなみ園長。

○ほなみ園長（坂井 浩君） お答えいたします。

新型コロナウイルス感染症対策といたしまして、昨年6月の臨時会でもお認めいただいておりますが、コロナ対策専従といたしまして、会計年度任用職員を中心に、園内に対策委員会を立ち上げております。毎日の園児の検温、手指消毒等、施設及び通園バスの朝夕の消毒作業、職員及び通園バス運転手の検温と体調管理の報告を義務づけて取り組んでいるところであります。

○議長（相澤孝弘君） 山田議員。

○4番（山田和明君） よろしく願いいたします。

続きまして、斎場管理運営費でございますけれども、涌谷斎場の黒煙対策をしたということでございます。それが、地域の環境対策を講じていくということだと思っておりますけれども、黒煙対策することによって、臭いなどの発生はないのかどうか、それはいかがでしょうか。

○議長（相澤孝弘君） 柴岡業務課長。

○参事兼業務課長（柴岡雄司君） 黒煙対策を実施することによって、臭いということなんですけれども、黒煙対策することとは、再燃焼炉の温度を上げるということでございますので、臭いのほうも同時になくなるような対策を講じております。

○議長（相澤孝弘君） 山田議員。

○4番（山田和明君） 涌谷斎場の延命化対策を講じて、管理者からも行政報告でありましたよう

に、これからも事業をするようでございますので、よくこの涌谷斎場もまた整備いただきたいことを申し上げ、質疑を終わります。

○議長（相澤孝弘君） 次に進みます。

5番小沢和悦議員。

○5番（小沢和悦君） それでは、私からも質疑をさせていただきます。

まず、歳出4款の衛生費3項3目農林業系廃棄物処理事業費5,512万742円について質疑をさせていただきます。

令和2年度に428.71トンの放射能汚染農林業系廃棄物を焼却処理しておりますが、一方で試験焼却開始前の焼却のための公金支出差止めを求める住民監査請求から始まって、現在、住民訴訟で公判が続いておるわけでありまして。

そこでお聞きいたします。公判で原告の訴えを認める判決が出れば、被告は、当事務組合側であります。焼却を中止しなければならなくなると思うのであります。そのことを覚悟して焼却をし続けているということなのでありまじょうか。

○議長（相澤孝弘君） 坂本施設管理課長。

○施設管理課長（坂本 徹君） 歳出4款3項3目農林業系廃棄物処理事業費5,512万742円、焼却処理と住民訴訟の関係についてお答えいたします。

まず、農林業系汚染廃棄物の焼却処理については、焼却施設最終処分場ともに環境省で定めるガイドラインを遵守し、計画どおりに実施しております。また、各種測定結果についても、全ての項目において環境省で定めるガイドライン等の基準値内であり、安全に実施されていることも確認しております。

今後も細心の注意を払い、安全で計画的な焼却処理に努めてまいります。

次に、住民訴訟との関係についてでございます。

議員御自身も原告の一人であり、現在係争中でもありますことから、答弁は差し控えさせていただきます。

以上でございます。

○議長（相澤孝弘君） 小沢議員。

○5番（小沢和悦君） この測定を巡って原告側が3つの測定を提供して、そのうちの1つが採用されて11月15日から一定の期間を定めて排ガスの測定をやるわけですね。これ勧告を被告側が受け入れたからやることになったわけでありまして。それで、この測定が始まるまでに1年半を要しているのですよね。それでなのですか、私、ここで今お聞きしたのは、この判決でもしも原告の訴えを認める判決出た場合に、焼却は中止しなければならなくなるのではありませんかと、それ覚悟してやっているんですかというのですよ。覚悟しているか、していないかだけ教えてください。

○議長（相澤孝弘君） 金森副管理者。

○副管理者（金森正彦君） それは当然、裁判の判断が出ればそれに従うというのが私どもの義務

だと思っておりますし、なお、今おっしゃった件については、仮定のお話でございますので、まだ判決が出ていない段階でお答えは差し控えさせていただきたいと思っております。

○議長（相澤孝弘君） 小沢議員。

○5番（小沢和悦君） 判決出たら従うことになるのでしょうか。これ、判決出たらば従うというふうにおっしゃったでしょう。それでいいんです。それ覚悟してやっているということですよ。次に、公判で原告の訴えを認める判決が出た場合に、被告の管理者は試験焼却と本焼却のために当事務組合が支出した公金の返還を求められることとなります。それも当然覚悟しているわけですよ。

○議長（相澤孝弘君） 金森副管理者。

○副管理者（金森正彦君） はい、そのとおりでございます。

○議長（相澤孝弘君） 小沢議員。

○5番（小沢和悦君） そういう覚悟をしていると。

それから、もう一つなのですが、もし原告の訴えが認められるという場合は、平穩生活権を脅かす恐れを認めた場合となります。その場合は、内部被曝の危険を与えた加害者ということになると思うのでありますが、それに対する対応も当然取らなくてはならないということになりますね。

○議長（相澤孝弘君） 金森副管理者。

○副管理者（金森正彦君） ただいま平穩生活権を脅かされた場合ということでございますが、その点につきましては、廃棄物焼却等差止め仮処分命令申立て、これ具体的には第6クールでの試験焼却の差止め処分におきまして、債権者、いわゆる原告でございますが、平成31年4月26日に仙台地方裁判所で却下され、さらに令和元年7月19日に仙台高等裁判所で却下されておりますので、判断はついているものと認識しております。

○議長（相澤孝弘君） 小沢議員。

○5番（小沢和悦君） 差止めの仮処分というのは、これ裁判じゃないですよ。裁判は今やられているのですよ。それが延々と今続いているわけですね。肝心の白黒はつきりさせる測定を巡って、原告が主張する測定をなかなかできなかったからね、今まで来たわけですが、今おっしゃったのは、仮処分というのは、これは却下されています、間違いなく。しかしこれは裁判ではないですよ、仮処分というのはね、御承知だと思いますがね。これ今やっているんですよ、これ。

そこで、私は、ここで原告側の主張を認める判決が出るというのは、平穩生活権を脅かす恐れを認めたという場合になるのです。そうしますと、試験焼却からずっと今日まで燃やしているということによる様々な内部被曝の危険を及ぼしたということの責任を問われることになると思うのですよ。当然それを覚悟の上なのでしょうね。

ところで、そのことについては、今、御答弁は金森副管理者やっているのだけれども、組合会では議論したことあるのですか。

○議長（相澤孝弘君） 金森副管理者。

○副管理者（金森正彦君） 組合会では、裁判の都度、口頭弁論終わった都度、報告してございますので、組合の会の中でも承知しているものと考えております。

○議長（相澤孝弘君） 小沢議員。

○5番（小沢和悦君） 今、私がお聞きしているようなことは、組合会の議論の中では議論をされていないね。私も会議録一応読んでいるのですよ。私は、そういった恐れのある一方では、公判やって続いているわけですよ。一方で、それと全く、争いなど起こっていないかのようにどンドン燃やし続けていいのかという問題を申し上げているのでありまして、この点について私はどうしても納得できないということでありまして。

次に移ります。歳出4款の衛生費3項1目ごみ処理施設管理運営費の78億9,030万9,000円、このことについて伺いたいと思います。

西地区熱回収施設整備工事は9月末時点で進捗率が81.2%ということではありますが、先ほど山田議員がちょっと聞いたようですけれども、この西地区熱回収施設整備と周辺環境整備推進協議会との関係であります。これは、この協議会なぜつくられたのかと。あの桜ノ目地域には、焼却施設がある、し尿処理施設がある、それから、リサイクルセンターがあると、などなどがありまして、もともとからそれと抱き合わせて地域振興策を強く求めてきたところでありまして。かつて古川市の時代に市政20周年記念事業として総合運動公園を造る予定になっていたところが、それが総合運動公園はできずに、その後、焼却施設その他、造り替えも行われたのでありますが、その都度、約束はされたものの、いずれ地域振興に結びつく施策は講じられなかったという不満から、西地区熱回収施設をあそこで、いわば建て直しをするということに当たって、ビジョンをはっきりさせろということで、桜ノ目地区からの要望で大崎広域行政事務組合、大崎市、それから地元、それに学識経験者を含めてつくられたのがこの協議会であります。平成29年の5月3日に、そこから地域振興ビジョンが出された。これには、当時、古川市から、当時は市民協働推進部長の立場で、現在の金森副管理者も参加をしている。広域行政事務組合からは5人ほどメンバーとして参加をしている。言ってみれば広域が一緒になってつくったビジョンなんですね。このビジョンの中で今回出された要望書です、今年の5月、これは5月に出了たということは、令和2年度においてこのビジョンに基づく具体化が全然進まないのじゃないかということで、このような状態が続くのであれば、あの約200億円かけて、運営も含めてね、西地区熱回収施設が試験焼却が1月から始まる、4月から本焼却が始まると、これは阻止すると、このままであればという要望書が5月に来ているのでしょうか。令和2年度で満足のいくような具体化の作業をやったのであれば、何でそういう要望書が来るのかというふうに私は思うのですよ。そこをどう考えているのですか。令和2年度で何かやったのですか。

先ほどの山田議員への答弁では、ロードマップに基づいて着々と進めているという話があった。ただ、ここに何が進んで、何が進まないかというのがあって、一覧表が。これ見ると、排

水路直した、道路のここ直したはあるよ、しかしながら、長期にわたって取りかからなければならぬビジョンについては一切手がついていないんですよ。これ直接、金森副管理者も携わってつくり上げたものでありまして、さっき言ったように、総合運動公園なくなったと、計画があったものが。だから今度のこのビジョンの中では、それと比べればちっぽけなものではあるけれども、スポーツレクリエーションゾーンをここに県と協議してつくってほしいと、つくるべきだという結論になったのでしょうか。それから、今までは臭いがするので、工業団地といってもなかなか大きいところが来ないと。新たな工業団地を大昇物流の裏に造るんだというビジョンもあるのでしょうか。こういったのが全然進んでいない。発展が阻害されてきたと言っているんですよ。だから、今度は我慢ならんということで、桜ノ目地区から出ている。さっきの答弁は、やっていたという答弁だけど、やっているのだったらこういう要望書が出てこないんじゃないかと思うんですよ。その辺どうなんですか。

○議長（相澤孝弘君） 会議の途中でありますが、暫時休憩いたします。

再開は、午後1時といたします。

午前11時59分 休憩

---

午後 1時00分 再開

○議長（相澤孝弘君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

5番小沢和悦議員の質疑に対する答弁を求めます。

佐藤施設整備課長。

○施設整備課長（佐藤忠房君） 西地区熱回収施設等周辺環境整備推進協議会の周辺地域振興ビジョンについてお答えいたします。

初めに、令和3年7月29日に開催いたしました第12回まちづくり専門部会におきまして、新型コロナウイルスの影響で令和2年度の周辺環境整備推進協議会まちづくり専門部会の開催回数が減ったこと、それから、事務局側としての資料の取りまとめ、情報共有の仕方で不十分な部分もあり、桜ノ目地区の皆さんに御心配を与えてしまったことに事務局側としてまず謝罪させていただいております。

部会の中では、一部専門部会のメンバーが変わったこと、それから、気持ちを新たにして取り組むということで、過去の開催状況や事業計画について振り返り、これまで提案してきた振興策について、実現された、実現されなかった、実現予定の3つに分類させていただきまして、地域振興策39項目が記載されているロードマップに落とし込みまして、図示化してお示しさせていただいております。

その打合せをどういうふうにしてきたのかということでございますけれども、5月13日の要望書受理後ですけれども、まちづくり専門部会部会長との打合せを3回実施しております。次に、桜ノ目の区長さんに事前説明を1回、大崎市関係課との打合せを5回、それから、まちづくり専門部会を1回開催しまして、10月24日に予定しておりますワークショップにつき

ましては3回実施しております。また、今述べさせていただきました協議の中におきましては、熱回収施設の新設に伴う地域振興策を図るということと、過去に実施されなかった振興策の確認作業については、別の話になりますので、その部分を改めて明確にさせていただきます、桜ノ目地区区長と地区代表の方に御理解を頂戴し、前に進むように取り組んでおります。

以上でございます。

○議長（相澤孝弘君） 小沢議員。

○5番（小沢和悦君） 今回の議会の決算と、それから一般質問で通告をしているという話を申し上げて、桜ノ目地区の御意向をお聞きしてからこの場に私は望んでいるのでありますが、全く進んでいないというお話でございまして、ぜひ取り上げてほしいということで励まされてまいりました。

そこでお聞きします。今、課長から、今年度になってからの取組の幾つかお話をいただいたのでありますが、今は令和2年度の決算ということになりますので、そういったことからお話を申し上げれば、実は大崎市は総合計画の前半が今年度で終わって、来年度から後半に入るわけですよ。本来なら大崎市の総合計画の後期計画に反映されなければならない事業なんですね、このプランから言えばですよ。それは令和2年度までの段階でこのビジョンを具体化するプログラムがなければ入らないわけでしょう、これ。そういうことをしなかったのじゃないかと私は申し上げているんですよ。これ御覧になったことありますね。そうしますと、総事業費幾らだかも大体分かっていますね。この中には、金額入っているところもありますが、入っていないところもある。それ、さっき申し上げましたように、かつて総合運動公園が造られる予定だったあの地域が、そうじゃなくなっちゃったと。様々な広域の施設ができるようになってきたということ。この江合川の沿岸部分では、住宅地はそれぞれが東に行くに従って住宅立ち並んできていますが、ここは広域の様々な施設の影響があつて、それも進まなかったということで、今度は、加えて放射能汚染廃棄物まで燃やされるようになった。ついては、今度こそ西地区熱回収施設を建設をするという、それを前に協議会をつくって具体化しようじゃないかということで始まったのがこの協議会なのですね。そこでつくったビジョンが、特に側溝がどうの、排水路がどうのじゃなくて、大きな核になる部分ですね、発展要素になるようなものというのが全然具体化されてこないということについては、お認めになるのですか、今のコロナなどがあつて専門部会も開かれず、具体化もできなかったということですけどもね。結果的には今我々が大崎市議会で議論している総合計画の後期計画の原案にはこういうの入りませんよ。令和2年度ではそういった具体化の作業をコロナがあつたからできないということで、桜ノ目の人たちが今了解もらっているということですか。

○議長（相澤孝弘君） 佐藤施設整備課長。

○施設整備課長（佐藤忠房君） 令和2年度を取組状況でございますけれども、今議員がおっしゃったとおり遠田江湊地区の排水路整備工事、それから設計委託、桜ノ目地区の道路拡幅工事等を行っております。それから、短期・中期ということで、令和8年度までの予算総額は2億7、

125万7,000円を予定しております。そのほか、今御指摘のあった何も手をつけていないのではないかとこの長期の部分についてでございますけれども、これはソフト事業も含めることとなりますので、その中の一つとして、まず手始めに桜ノ目地区をぐるっと囲むような形でジョギングコースをつくりましょうということで、今回やっておりますワークショップの議題の中でメインとして取組をさせていただいております。

以上でございます。

○議長（相澤孝弘君） 小沢議員。

○5番（小沢和悦君） そういうことでないのだよね。この発展が阻害されてきた、その発展が阻害されてきたのを挽回をして、その地区が振興できるような、そういう、言ってみれば工業団地だったり、それから、今言ったような県有地を活用したスポーツレクリエーションゾーンなんて、こういったの全然手がついてないんですよ。そこはやってこないという事実は、これ認めざるを得ないし、今の進め方では納得できませんという話ですから、あとは一般質問では申し上げますが、このままで行くのだったら燃やさせませんよと、西地区熱回収施設では。玉造が止まる、ここも止まるとなったらば、全部涌谷に持っていかなければならなくなりますよ、これ。そういう問題でもあるのですね。

時間の関係があるので、次に進みます。

歳出5款消防費の1項1日常備消防費25億2,647万1,000円について伺いたいと思います。

主要施策の成果に関する説明書を見ますと、令和2年度中の火災件数は58件、救急出動件数8,422件、搬送人員7,773人、大変な御苦労さんでございました。

そして、救急隊が搬送した259人の心肺停止傷病者に対して、住民等により心肺蘇生やマッサージが実施された傷病者は123人いらっしゃったと。これは普通救命講習など消防が一生懸命取り組んできた成果だと思いますが、さらに、救急隊が引き継いだ時点で8人が心拍を再開したということでございまして、消防当局のこの間の努力がこういった形で表れているということが分かりました。

ところで、しばらくこの議会でお聞きしておりませんでしたので、この際お聞きしたいのでありますが、令和2年度において、119番連絡を受けてから現場に駆けつけ、医療機関に搬送するまでの時間、それから、医療機関に受入れ照会を行った回数、この関係はどうなっているのか伺いたいと思います。

時間の関係があるのでもうちょっと申し上げます。

ちょっと古い資料ですが、受入れ照会回数全国平均4回以上は3.2%、宮城県6.6%、搬送まで30分以上、全国平均は5.3%、宮城県は10.1%のようであります。我が大崎広域消防においてはどうだったのかをこの際お聞かせいただきたいと思います。

○議長（相澤孝弘君） 浅沼警防課長。

○警防課長（浅沼卓也君） それでは、ただいまの119番を確認してから救急隊が到着するまで

ということなので、119番、災害については救急、それから火災もございませう。火災につきましては、消防隊が現場到着するまでの所要時間部分については、前年より1分34秒早い8分34秒ということで、その早くなった要因については、発生場所、季節、様々な要因により一概に比較することはできませんが、31年4月から指令管制員の増員体制を図りまして、指令管制研修会など迅速な出動対応に努めている、その成果が表れていると評価をしております。

今、議員から聞かれました救急出動につきましては、入電から救急隊の現場到着までの所要時間が10分35秒と、22秒伸びた主な要因として、通常の119番の聞き取り項目のほか、新型コロナが疑われる所見も加えて聞き取っているという状況で、さらにその活動については、その情報に基づいて感染防止を行った上で出動しているということで、時間の延伸も影響している一因と思っています。救命率ということでございませう。救命率というのは、心肺機能停止した患者の心肺と呼吸が戻る率のことということで、私たちは1か月生存ということの統計で捉えております。大崎管内の救命率というのは平成18年から15年間で95名の救命に成功しております。率にして2.3%、平成18年からの推移統計で前後8年間の平均を取ってみましたところ、1.8%から後半の8年間については2.7%と向上しております。昨年は心肺停止259人中、救命人数は9人で3.5%という状況です。救命率向上に向けた取組としては、まず18年2月から運用しておりますAEDなどの救急資機材を積載した最寄りの消防隊が救急隊より早く現場に到着し、救急活動を行うPA連携というものがございませう。また、119番入電時の指令管制員による心肺蘇生などの口頭指導、それから圏域住民への応急手当講習会の開催、救命救急士の各種研修などを積極的に実施をしております、その成果として救命率の向上に結びついていると考えております。特に救命講習会については、コロナ禍でも安全に受講ができるように昨年から消防本部のウェブサイトからもアクセスできます座学を免除したeラーニングウェブ講習を積極的に実施しております。

これからも地域のさらなる救命率向上に向けて、社会全体で取り組めるよう救急車の適正利用と併せながら、応急手当の普及啓発にも積極的に取り組んでまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（相澤孝弘君） 小沢議員。

○5番（小沢和悦君） 大変な努力がずっと実ってきたというふうな、今、聞かせていただきました。ところで、先ほど言った受入れ照会回数であります、全国平均4回以上というの3.2%、宮城県は6.6%、ここ大崎は今どんな状況でしょう。

○議長（相澤孝弘君） 小沢議員。

○5番（小沢和悦君） 今、探しているうちにちょっともう一つ、消防費の関係でお聞きしたいことがありますので。

消防職員が三百何名いらっしゃるわけでありませうが、女性消防職員についてちょっとお伺いしたいと思います。私が大崎広域行政事務組合議会の議員に初めて古川市議会から選出されてから二十数年なるのでありませうが、当時は消防職員は男性だけでありませう。そこで、女性消

防職員の採用を提言させていただきました。その後、1人、2人と増えてきたわけですが、今回の大崎広域の広報を見ますと、「時代の変化やニーズに応じた組織力を高めるためにも、今や女性消防士の存在、能力は欠かせません」と、こう書かれております。女性の消防職員をどのように評価され、今後どんなことを考えているかをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（相澤孝弘君） 板垣消防本部総務課長。

○消防本部総務課長（板垣英明君） お答えいたします。

女性消防職員につきましては、平成16年度から採用が始まりまして、それで、現在、宮城県消防学校に入校しております2名を含めまして、女性消防職員は全部で11名おります。その女性職員の比率については、現在、3.4%という状況となっております。管内各所属への適材適所を念頭に置きながら、均衡ある配置を行い、女性視点の接遇と気づかいによりますます細やかな消防行政、サービスについて提供いたしまして、職場の融和、和気の醸成によりまして組織の活性化をつなげていきたいと考えております。

また、令和2年度より消防本部総務課内に、女性消防職員の活躍推進事業への参画や消防職員の任命及び人材育成の効率的な取組を推進することを目的といたしまして、人材育成活躍推進室を設けております。

今後につきましては、女性消防職員の職域拡大、これと、女性消防職員の比率5%の目標達成を目指しながらさらなる活躍を推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（相澤孝弘君） 浅沼警防課長、さっきの答弁漏れしているやつ、先に。

浅沼警防課長。

○警防課長（浅沼卓也君） 大変申し訳ございませんでした。

救急受入れ困難事案ということで御照会でございますので、お話をさせていただきます。

受入れ照会回数4回以上、かつ現場滞在30分以上が受入れ困難の事象でございます。令和2年中は、特に受入れ困難の数が例年に比べて多い状況ではございませんでした。救急出動も少なかったという状況にあります。令和3年から現在にかけては、受入れ回数、現在、4回以上については、1月から4月にかけて受入れ照会回数4回以上が昨年は98件、今年は1.5倍の153件という状況です。

それから、現場滞在30分以上というのは、昨年207件、今年は1.4倍の290件ということで、特に緊急事態宣言が発令された4月と8月は倍以上に伸びているというような状況でございます。現場からも、救急隊の疲弊の声は聞こえてきませんが、そのケースについては、救急出動が重なる時間帯もありますので、そういうタイミングもございます。

以上です。

○議長（相澤孝弘君） 小沢議員。

○5番（小沢和悦君） 今の答弁ですが、やっぱりコロナの関係で受入先もいろいろしっかり確認しなければ受け入れられないということもありますので、これは分かります。この4回以上、

それから30分以上という件数がどんどん減らないと、やはり救命率上がってこないと思いますので、今後とも努力をいただきたいと思います。

女性消防職員が1人もいない時代から私、広域に毎週のようにお邪魔させていただいているのですが、昔と比べますととても明るく、皆さん元気いっぱい働いていらっしゃるということで、心強く思っております、やっぱり女性の比率というのは人間社会でありますので、やはりどんどん頑張ってもらいたいということが、今のジェンダー社会では大事だと思うのです。ぜひ5%を目指してという御答弁でございましたけれども、比率が高まるようにしてほしいなと思います。

最後にお聞きします。歳出6款教育費2項2目生涯学習振興費4,189万円についてであります。時間がないので端的にお伺いします。以前、組合議会の議員させていただいた時代に、プラネタリウムの更新をいたしまして、この東北ではないほどのレベルアップを図ったわけではありますが、その評価は今どんなふうになっているのかということと、去年1年間で、コロナで様々なできかねることがあったというお話もございました。毎年、小学4年生だったかと思いますが、管内の小学生に全部、プラネタリウムを見て経験してもらおうということでやってきた事業ありましたが、それはどうなったのかということをお聞かせいただきたいと思えます。

○議長（相澤孝弘君） 遊佐教育次長。

○教育次長兼総務課長（遊佐 徹君） プラネタリウム事業の評価とコロナの影響でできかねたことの有無と対応についてお答えをいたします。

まず初めに、プラネタリウム事業の評価でございますが、プラネタリウムは平成29年4月に最新式の機器にリニューアルいたしました。その前後の入館者数を比較しますと、リニューアルする前、平成24年度から28年度までの5か年平均でいきますと1万7,185人だったのに対して、リニューアル後には、これはコロナの影響がない平成29年度と30年度の2年平均で見ますと2万2,380人となりまして、約5,000人、割合にしますと30%の増加が認められます。昨年度はコロナの関係で年間の入館者数が約半分、5割ぐらいに大幅に減少したということがありますけれども、新しくなったプラネタリウムを御覧になった皆さんから、星の美しさ、映像の迫力、美しさ、そして番組内容といったものへの高い満足度が認められております。議員おただしのリニューアルされたプラネタリウムに対する評価というものは確実に高まっているものと考えております。

続いて、コロナの影響でできかねたことの有無と対応でございますが、今、議員御指摘のとおり、昨年度はコロナの影響によってプラネタリウム学習のバス支援事業が全て中止となっております。管内43の学校のうち、自前のバスを確保して来館していただいた24校につきましては、学習投影を実施することができましたが、約17校につきましては、昨年度、バス支援を申請しておきながら、学習投影を実施することができなかったということになります。昨年、来館いただけなかった小学校につきましては、5年生でも、そして6年生でも学習投影を

行えるようプログラムを整備しておりますので、各学校の自主事業の一環として御利用いただけますようにお声がけをしてみたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（相澤孝弘君） 小沢議員。

○5番（小沢和悦君） 分かりました。評価、大分高まっているようでございまして、私の知り合いの長野県で、やっぱりこれうんとあちこち、全国の星を眺めて歩いている人いるんですが、ぜひ11月にプラネタリウム、ここに来てみたいという話をしておりました。

去年見られなかった小学4年生、今年5年生になっているわけですが、そういった方々に機会を与えるということでもよろしいですね。

○議長（相澤孝弘君） 遊佐教育次長。

○教育次長兼総務課長（遊佐 徹君） お答えいたします。

小学校5年生、6年生を問わず、1年生から小学校3年生まで、全ての学年でプラネタリウムが利用できるようにプログラムを整備しておりますので、昨年来られなかった現在の5年生につきましても、まずは学校の自主事業としてぜひ利用していただきたいということで呼びかけていきたいと考えているところでございます。（「終わります」の声あり）

○議長（相澤孝弘君） 次に進みます。

3番富田文志議員。

○3番（富田文志君） 私からも何点か質疑をしてみたいです。よろしく願いいたします。

私は、成果表、主要施策の成果に関する説明書で通告しております。

まず3ページ、広域活動の基盤推進事業というところでお伺いをしたいと思います。

大崎ゆめっこパスポート事業というのが掲載をされております。県内7圏域で65の施設が共通して使えるパスポートを配って、子供さん方の教育に役立てているという非常に取組が評価できる事業だと、このように思っておりますが、残念ながら、アンケート調査を行った結果が載っておりますけれども、このアンケート調査結果によると、利用者の満足度は非常に高いと。少ない利用者ですが非常に高い満足度をいただいております。ところが、この利用状況を知らないという方が約8割に近いくらいいらっしゃいます。これは、利用してみれば非常にいい事業だということが分かるのに、そこまで到達しないお子さん方がたくさんいらっしゃるということだと思っておりますが、まずそのことをどのように見ているか伺いたいと思います。

○議長（相澤孝弘君） 藤島事務局長。

○事務局長兼総務課長（藤島善光君） お答えをさせていただきます。

ただいま議員からの御質問でございますけれども、このことにつきましては、実は昨年の決算議会の中でも同じような御質問ございました。そういったところで、執行部としては実態を把握し切れていなかったというところで、昨年度末に急遽ではあったのですが、遅ればせながらこういったアンケート調査を、圏域内の子供たちを対象に実施をさせていただいたところでございます。そうしたところ、議員おただしのように、使ってみればいいものだけでも、

その前の段階がどうもうまく回っていないというところが判明をいたしました。そうしたところで、まず、その啓発に徹底して力を入れなければならないということを一応確認し合いまして、構成市町にもお願いをいたしまして、構成市町の広報等でも呼びかけていただいておりますし、あわせて当組合の広報並びにウェブサイトを紹介して、そういった周知を現在図っているという状況でございます。

ちなみにですけれども、ある一定の手応えということを感じているのですけれども、今年の5月から10月までの再発行の数というのがあるのですね。どうしてもこのパスポートは小学校入学時に、入学するといろんなものもらうのですけれども、その中の一つとして配られるのです。ですから、場合によっては、埋もれてしまってどこに行ったかわからないという御家庭もあるわけです。そういった方たちが再発行してくださいということで来るのですけれども、今年の5月から10月までは10件しかなかったのですけれども、こういった取組をした結果、43件に増加しているのです。何と4.3倍になっているのです。再発行された方たちが事務所に来られたときにお話するのですけれども、「いや全然こういうのあること分らなかったの」というお話だったものですから、今後もさらに埋もれないように、大変すばらしい内容のものでございますから、啓発に力を入れていきたいと考えてございます。

○議長（相澤孝弘君） 富田文志議員。

○3番（富田文志君） ただいま答弁いただきましたように、非常に体験、経験をしてみればいい事業だというのは分かっていただけということもはっきりと捉えられておりますので、ぜひこの各圏域、県内65施設で利用できるという方法を各学校にもしっかりと教育委員会を通じて取組を進めるということも必要だと思いますので、ぜひお願いをしたいと、このように思います。

次に、衛生施設等、ページで言いますと15ページに関わるところでお伺いをしたいと思います。

先日、鳴子の斎場にお邪魔をする機会がありました。親戚で不幸があったのですが、その折にトイレを拝見しますと、依然として和式のトイレの状況でありました。大崎市の状態を申し上げれば、今回、コロナの感染拡大の影響もありまして、ほとんどの公共施設、洋式化が進められております。大崎広域の施設もかなりいろんな地域から、かなりいろんな方々がいらっしゃるということになって、大勢の皆さんがお使いになる施設の一つだと思いますので、ぜひこのトイレの洋式化をしっかりと取り組むべきだと思いますが、決算よりも次の年度の予算ということにもなるかと思いますが、この決算でのその辺の反省点ありましたらお伺いしたいと思います。

○議長（相澤孝弘君） 柴岡業務課長。

○参事兼業務課長（柴岡雄司君） 斎場のトイレについてということなのですけれども、まず、実情について簡単に御説明させていただきたいと思います。

まず、男子用小便器以外の洋式トイレの設置状況につきましては、加美、古川斎場では洋式

トイレを設置しておりますが、他の3斎場につきましては、洋式トイレは設置しておりません。女子用では、松山斎場以外の4斎場では設置しております。男女兼用の多目的トイレにつきましては、加美、玉造、古川斎場に設置しております。ただいま議員おただしの斎場のトイレにつきましては、昨今の生活様式の変化、また、高齢化社会ということもありますので、早速、来年度の当初予算に何とか入れて一つずつ取り組んでまいりたいと思います。

また、先ほど、大崎市ではコロナ対策の絡みでということで補助金を活用しているということでございます。我々ちょっとその情報がなかったものですから、今後、そういう情報を取り入れて、活用できる補助金につきましては、活用してトイレ改修に結びつけてまいりたいと、そう考えております。

○議長（相澤孝弘君） 富田議員。

○3番（富田文志君） このトイレの洋式化ですね、ただ単に和式トイレを便器だけということになりますと、非常に狭い利用空間でお使いをいただくということにもなりかねないので、しっかりとその辺まで考慮に入れて進めていただきたいなということを申し上げて、次に移ります。

次に、先ほど小沢議員が既に質疑をしておりますけれども、消防・救急活動の出動件数と搬送人員の差について伺いたいと思います。

23ページになります。出動状況ですね、件数がここで昨年度は8,422件と前年より1,000件以上減っておりますので、これは非常に評価できることだと、このように思っておりますけれども、これで搬送人員ですね、7,773人、約650ぐらいの差があるのですが、この差というのは一体どこから出るものなのか、ちょっと疑問に思いましたので、まずその辺から伺っておきたいと思います。

○議長（相澤孝弘君） 浅沼警防課長。

○警防課長（浅沼卓也君） それでは、ただいま議員の救急出動件数と搬送人員の差についてお答えいたします。

まず、救急件数と申しますのは、管内の救急車が現場に出動したその総件数ということになります。そして、搬送人員と申しますのは、けが人とか、それから、急病人などで、医療機関、病院ですね、こちらに搬送した人数となります。したがって、件数と人員の数字に差が出ますのは、例えば、救急出動後に症状が回復したり、マイカーで、自分で病院に行くなどといった場合、断られます。不搬送ということになります。この救急出動のカウントに対して搬送人員はゼロということになります。また、1件の救急車で2名とか3名とか、そういった場合もございます。そういった搬送の場合には件数に対し搬送人員は当然増えるということになります。令和2年の救急出動件数と搬送人員に649件の差が生じたのは、その結果でございます。

以上です。

○議長（相澤孝弘君） 富田議員。

○3番（富田文志君） ありがとうございます。

先ほど、小沢議員が既に出動時間から病院までの搬送される時間等々を聞いておりますので、その辺は省きますが、いろいろ資料を見ますと、いたずらによる通報等々なども結構あるやに伺っておりますが、その辺の数を減らすというような対応も非常に指令業務を受ける立場からすれば重要なことだと思いますが、その辺の徹底というのですか、そういう取組はどのようにされているのか伺っておきます。

○議長（相澤孝弘君） 浅沼警防課長。

○警防課長（浅沼卓也君） ただいまのいたずらなどが多い状況であれば、対応しなければならないという考えでございますけれども、不搬送での令和2年の数字ですが、救急車が傷病者を搬送しなかった内訳としまして、主に現場で症状回復と先ほど申しました。拒否される場合の件数が372件と不搬送理由の中でも最も多く、次に、明らかに死亡と判断されるものが158件ということで続きます。また、途中で救急車を取り消したケースが102件という状況になっておりまして、救急事案での誤報とか、今おっしゃられたいたずらとか、非常に少ないという状況ではございます。しかしながら、救急以外での119番通報においては、誤報とかいたずら通報、こちらがやはり多くなっております。例えば、ポケットの中にスマホを入れたまま自動で緊急通報されてしまったとか、それから、小さいお子さんに、お母さんの、お父さんのスマホを預けていたずらして通報したケースとか大変増えてはおります。今、積極的に広報紙、ホームページ等でも啓発しております。今後さらに救急事案等を取り上げたもの、それから、あわせて救急車の適正利用も呼びかけながら講習会、それから、小学生を対象にしている救急入門コースなどを捉えながら広く啓発してまいりたいと思っております。

適正利用については、本当に必要なときに救急車が来ないとか、呼ぶ、呼ばないかと迷った場合は、専門家からアドバイスを受けることができます相談センター、それから、お子さんの場合については小児医療電話相談ということで、あわせて広く啓発していきたいと思っております。

以上です。

○議長（相澤孝弘君） 富田議員。

○3番（富田文志君） コロナ禍の中、大変な危険と背中合わせにしながら救急業務に当たる皆さんに敬意を表しながら質疑を終わりたいと思います。ありがとうございます。

○議長（相澤孝弘君） 以上で、通告による質疑は終わりました。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相澤孝弘君） これをもって質疑を終結いたします。

これから討論に入ります。

討論はございませんか。

では、原案に反対する議員の発言を許します。

5番小沢和悦議員。

○5番（小沢和悦君） それでは、討論をさせていただきます。

議案第16号令和2年度大崎地域広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算認定につきまして、反対の立場から討論させていただきます。

歳出総額130億6,000万円余、この支出のほとんど100%に近いお金は、消防職317名、行政職91名、400名を超える職員の皆さんが一生懸命この地域、圏域住民の暮らしを守り、そして安全・安心な地域をつくるために一生懸命頑張っていたということ、高く評価をするものであります。

ただ、その中で、これは認めがたいという点が2つありますので、そのことにつきましては、この際、指摘をさせていただきたいと思います。

それは、歳出4款衛生費3項3目の放射能汚染農林業系廃棄物の焼却処理についてであります。この処理費は5,500万円ほどということで、歳出総額からすれば0.4%というごくわずかなものではあります。やはり放射能問題にあまり関心も持たなかったこの地域が、あの東日本大震災の際の福島第一原発の事故によって汚染廃棄物が大量に発生をし、この処理についてそれぞれの地域でどう処理すべきかいろんな論議をされてまいりました。しかしながら、県知事の一斉焼却という方針が後で見直されたのを受けて、大崎市がいち早く400を超えるものについては焼却処理ということを決めたがために、大崎広域行政事務組合の焼却施設での焼却が、試験焼却から始まって、今、本焼却となっているのであります。これについては非常に強い心配、不安、これがありまして、住民監査請求から住民訴訟に発展をして、今、係争中の案件であります。それも、裁判所も重要な問題と捉えて、慎重な審理を進めているということではあります。一方、審理が慎重に行われている中で、どんどん燃やし続けているということについては、これは私は納得しがたいところではあります。そんなわけでございまして、別な処理方法について市民で議論するとか、もしくはこの焼却については裁判が一区切りつくまではストップするとかの対応が本来あるべき姿だろうと思います。これが被告側である事務組合側がもしも原告の主張が取り入れられた場合には、後戻りできないような被害を住民に与えたことにもなるわけではありますので、この点は私は裁判、一方では焼却というのを問題があると思うところではあります。

もう1点であります。それは、放射能汚染廃棄物の焼却に否定的な意見を持っておった桜ノ目地区の方々ではあります。いずれ燃やすということを決めてしまったらば、やむを得ないのかなという感じで思っておるようではあります。しかし、これまでの長年のあの地域での焼却施設なり、し尿処理施設なり、そうした俗に言われる生活には欠かせない施設ではあります。あちこちからは敬遠される迷惑施設とも言われる施設を受け入れているのに、この間、あの地域を振興するという、そういう約束は全然守られてこなかった。そのために発展から立ち遅れてきたという、そういう気持ちをお持ちなのであります。それが今、大金をかけて、100億円以上かけて工事を行っている西地区熱回収施設、間もなく完成をする。そして1月から試験焼却始まる。4月から本焼却だとういうのに、あの桜ノ目地区会の皆さん方は、この状態

では、特に一定の期間かかる大きなビジョンについて、全く手つかずだと。これでは今までと同じじゃないかということで、住民決起集会を3月に計画をして、4月からの焼却は、これやめていただくという方向で運動しようとしているわけでありまして。そういったところまで住民の皆さんを怒らせるようなことがあっては、私はならないと思うのであります。

新型コロナの影響で、去年取組が遅れたといっても、このビジョンが管理者のところに出されてからもうしばしなるわけでありまして。そのビジョンをつくるには、大崎地域広域行政事務組合からも幹部職員の皆さん方が参加して一緒につくったものでありまして、地元から要求されているというようなものではないと。自らが参加してつくったものだ。しかし、今現在、大崎市が検討をしております総合計画の後期計画の中には、この関連施設については全く記載がありません。これは行政として住民に対する約束を果たさないということになるわけでありまして、これは令和2年度の決算という中においては、私は、間もなく焼却施設を造る段階において、非常に大きな失策であるということをお断じざるを得ないのであります。

以上、2つの理由を申し上げまして、今後の反省を求めて討論にさせていただきます。

終わります。

○議長（相澤孝弘君） ほかに討論はございませんか。

では次に、原案に賛成する議員の発言を許可します。

山田議員。

○4番（山田和明君） 議案16号令和2年度大崎地域広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算認定についてに対する賛成討論をいたします。

ただいま、小沢議員から反対討論がありました。議員からは、農林業系廃棄物処理事業と住民訴訟並びに西地区熱回収施設、ごみ処理施設、周辺地域振興ビジョンの取組促進について、関係する討論がございました。様々な観点から御発言いただきましたが、当議会としても昨年、特別委員会を設置し、時間をかけ慎重に取り組み、放射能汚染農林業系廃棄物の処理、焼却施設の設置及び運営について、それぞれ結論を出したのは承知のとおりでございます。

ここに来まして農林業系廃棄物の訴訟で仙台地裁では、集じん機を通過した排ガスに含まれる微量の粒子などをろ紙や蒸留水で捉え、ゲルマニウム安定測定器で測る、ガス測定を11月中旬にするということでございます。その中、農林業系汚染廃棄物処理事業は、玉造クリーンセンター、中央クリーンセンター、東部クリーンセンター3施設では放射能濃度を測定し、安全性の確認を行い、428トン焼却処理しております。引き続き7年計画に基づき安全対策を講じ、圏域住民の安全・安心を最優先に進めているところでございます。

農林業系汚染廃棄物の本焼却は、廃棄物処理法に従って進めており、公判が継続中でありまして、できないということは決してないのであります。このように、焼却処理に当たっての間、重大な瑕疵が生じたとは到底思えないのであります。

さて、財政計画では継続的な施設整備を予定していることから、現実性、将来性を考慮し、費用対効果を見極め、財政の健全化を目指し行政運営に当たっていただきたいと思っております。

す。

2年度は、春先から未曾有の新型コロナウイルス感染症の影響で圏域住民の皆さんが様々な面で1年間生活に支障を来してまいりました。この間、広域行政事務組合では、ほなみ園、クリーンセンター、斎場、消防・救急業務、生涯学習事業と、皆さんの尽力で何度となく押し寄せてきた難局を乗り越えてくることができました。やっと希望の光が見えてきたと、こう思っております。この間の職員の皆様の努力に感謝いたしております。

よって、令和2年度大崎地域広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算は、認定すべきものと考えます。

以上、議題となっている議案第16号令和2年度大崎地域広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算認定についてに対する賛成討論といたします。議員各位の御賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（相澤孝弘君） ほかに討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相澤孝弘君） これをもって討論を終結いたします。

これから採決いたします。

この採決は起立によって行います。

原案のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（相澤孝弘君） 起立多数であります。

よって、議案第16号令和2年度大崎地域広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定することに決定いたしました。

---

#### 「日程第10 議案第17号 大崎地域広域行政事務組合議会会議規則の一部を改正する規則」

○議長（相澤孝弘君） 日程第10 議案第17号大崎地域広域行政事務組合議会会議規則の一部を改正する規則を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

議会運営委員長4番山田和明議員。

○4番（山田和明君） 議案第17号大崎地域広域行政事務組合議会会議規則の一部を改正する規則について御説明申し上げます。

本案は、女性をはじめとする多様な人材の議会への参画を促進する環境整備を図る観点から、議員として活動するに当たっての制約要因の解消に資するため、本会議への欠席事由及び出産に伴う欠席期間の範囲を規定するほか、請願に係る署名押印について見直しを行い、請願者に対し提出時に求めている署名押印を署名または記名押印に改めるものであります。

議員皆様の御賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（相澤孝弘君） 提出者は後ろの席で待機願います。

これから質疑に入りますが、ただいまのところ通告はありません。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相澤孝弘君） 質疑なしと認めます。

提出者は自席にお戻りいただきます。

これから討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相澤孝弘君） 討論なしと認めます。

討論がなければ採決いたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相澤孝弘君） 御異議なしと認めます。

これから議案第17号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相澤孝弘君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第17号大崎地域広域行政事務組合議会会議規則の一部を改正する規則は、原案のとおり可決されました。

---

#### 「日程第11 一般質問」

○議長（相澤孝弘君） 日程第11 一般質問を行います。

通告がありますので、順次発言を許します。

5番小沢和悦議員。

○5番（小沢和悦君） 大綱3点につきまして通告に基づき質問をさせていただきます。

初めに、放射能汚染農林業系廃棄物の焼却問題について伺います。

本年5月13日付で中央クリーンセンターのある地元桜ノ目地区会から当事務組合管理者及び組合議会議長宛てに「西部地区熱回収施設周辺地域振興ビジョンの取組促進等について」と題する要望書が提出されました。それによりますと、平成27年に大崎広域西地区熱回収施設整備等周辺環境整備推進協議会を設置していただき、当事務組合、行政、地域代表に学識経験者を交え、施設整備等と共存するまちづくり、周辺地域振興ビジョンをまとめ、平成29年5月大崎市長及び事務組合管理者に提言として提出していたが、周辺地域振興ビジョンは具体的なものがそれを示されていないとして、桜ノ目地区会は強い決意の下、新ごみ焼却場の試験焼却が始まる前までに次の取組を具体的に示していただきたいと、周辺地域振興ビジョンの中の地域振興策を焼却施設試験焼却前にその方向性を具体的に示していただきたい。

また、要望書には次のようなことも書かれています。

農林業系放射能汚染廃棄物焼却説明会でも地域振興策の話がありましたが、当地域では、協議会の中で進めると話されました。しかし、いまだに具体化しておりません。迷惑施設が3つ

も設置され、さらに放射能ごみが焼却されている。それなのに地域振興策がないなどという地域はありません。地域が求めているまちづくりをずるずると引き延ばし、中止等が見込まれる場合は地域一丸となり強い決意で新焼却場での焼却に反対せざるを得なくなります。具体的な取組の回答がないときは、本焼却が始まる前に住民決起集会を行う予定である。こういう要望書であります。

要望書は、試験焼却前に周辺地域振興ビジョン、その具体化を図るプログラムを求めています。

そこでお聞きいたします。

第1は、組合会でこの要望書への対応を協議したのでありましょうか。

第2に、どういうプログラムを示したのでありましょうか。まだ示していないとすれば、どういう具体策を示そうとしているのでしょうか。

第3に、周辺地域振興ビジョンを具体化するには、いかほどの事業費が見込まれているのでしょうか。

第4に、桜ノ目地区会は、これまで話だけの地域振興策で終わってきたことに怒り、具体化のプログラムが示されなければ実力行使をしてでも新焼却施設での焼却をさせないという決意がうかがわれます。もしそうなった場合はどうするつもりなのでありましょうか。

以上4点を伺いたいと思います。

次に、放射能汚染農林業系廃棄物の焼却処理問題についてもう一つ伺います。

試験焼却開始前の当事務組合監査委員への試験焼却費用公金支出差止め要求の住民監査請求が170名の住民から提出され、今は使った費用の返還を求める住民訴訟となり、公判が続いているのでありますけれども、当事務組合の管理者として、この訴訟の争点は何で、当組合としてはそれにどう対応しているのでありましょうか。もう少し具体的にお聞きします。

焼却施設などから漏れている放射性物質による内部被曝の危険があり、平穏生活権が脅かされているかどうか最大の争点だと思えますが、管理者も同様の認識をお持ちでありましょうか。そこからどれだけの放射性物質が焼却施設から飛散しているかが問題となりますが、管理者は排ガス検査の結果が不検出、つまり下限値以下であれば放射性物質が飛散しても大丈夫、内部被曝は生じないという考えなのでしょうか。

11月15日から裁判所の判断で被告の当事務組合承諾の上で排ガス測定作業が行われる予定となっております。この測定は、平穏生活権との関係で重要な測定になると思っておりますが、当事務組合としては、この測定作業に万全の体制で協力するおつもりなのでしょうか。

以上3点につき見解を伺いたいと思います。

次に、大崎広域再生工房事業について伺います。

本年10月1日号の広報大崎広域の表紙に、「大崎広域再生工房準備中」の見出しで写真が掲載され、4ページで詳しい説明がされております。説明によりますと、「大崎広域再生工房とは、資源の有効活用とごみ減量化のため、本組合のごみ処理施設に搬入された棚や椅子等の

中から再生利用が可能なものを選別し、簡単な再生作業を行い、無償で提供する事業であります。申込者が複数の場合は抽選となります」と書かれています。資源の有効活用とごみ減量化、すばらしい事業であります。

この広報紙を見まして、今から28年前、平成5年、1993年の10月4日、当時、古川三本木衛生処理事務組合の組合議会が行った先進地視察、視察先の鳥取県東部広域行政管理組合の取組を思い出しました。当時のノートをめくったら見つかりました。鳥取県東部の取組は、再生用品の展示販売となっており、自転車や家具等のごみをリサイクルプラザにて修理、再生、展示し、再生品については希望者に販売することでリユースの推進を図るとなっています。今も続いているのかどうかをインターネットで調べてみましたら、循環型社会形成推進地域計画という計画に位置づけられ、続いておりました。この管理組合では、ほかにもリファレンスなぼという幼い子供さんや小中学生も無料で利用できる施設があり、リサイクル工作体験を行ったり、子供会や親子会、婦人会等、各種イベントに出張しております。

大崎広域がやろうとしているのは、無料販売の再生工房のようでございますが、当事務組合の構成市町の財政は人口減少などなどの影響から当事務組合の負担金をできるだけ軽減してほしいと思っておられると思いますので、資源の有効活用とごみ減量化の先進地、鳥取県東部広域行政管理組合の取組も参考にして、本格的な事業に発展させてはいかかかと思えます。執行部のお考えをお聞かせいただきたいと思えます。

次に、西部玉造クリーンセンター廃止後の跡地利用について伺います。

以前、この組合議会だったかと思えますが、西部玉造クリーンセンターの跡地について、今のところ跡地利用の構想はない、地域からの要望があれば検討するが、なければ売却したいという見解が示されていたと記憶しております。

そこでお聞きします、最終処分場などを含め、どちらかと言えば迷惑施設と敬遠されがちな施設を造る場合、その代わり跡地については地域活性化に役立つような活用を考えるとというのが常識的だと思います。使い終わったから後はどこか高く買ってくれるところがあれば売ってしまうというのでは、余りにも薄情というか、義理も人情もない考えだと思います。

そこでお聞きします、西部玉造クリーンセンターのある地元から何らかの要望があるのでしょうか。あるとすれば当事務組合としてのお考えをお聞かせいただきたいと思えます。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（相澤孝弘君） 答弁を求めます。

伊藤管理者。

○管理者（伊藤康志君） 5番小沢和悦議員から大綱3点御質問を賜りました。順次お答えしてまいります。

初めに、大綱1点目の放射能汚染農林業廃棄物の焼却処理問題からお答えいたしてまいります。

最初に、桜ノ目地区からの要望書への対応について4点お尋ねがございました。

まず、組合会でこの要望書に対する協議をしたのかのお尋ねでございますが、令和3年5月13日に桜ノ目地区会長より大崎市長、組合管理者並びに大崎市議会議長、組合議会議長宛てに、西地区熱回収施設周辺地域振興ビジョンの取組促進等についての要望書が提出されました。具体的な内容としては、新たなごみ処理施設での試験焼却が始まる前までに、平成29年5月3日に周辺環境整備推進協議会から提言された周辺地域振ビジョンにおける施策について取組の方向性を具体的に示すよう要望をいただいたものでございます。翌日の臨時議会で組合議員並びに執行部に当該要望書が配付され、周知が図られたことから、要望事項について丁寧かつ迅速な対応をするよう私から指示をいたしました。

この要望書に対する取組内容といたしましては、7月12日の大崎市庁内プロジェクト会議、複数回に及ぶ大崎市担当課や桜ノ目地区選出委員との打合せ、7月29日にまちづくり専門部会を行い、地域の方々との考えのそごも一定程度解消され、多くの方々に今後整備されていく桜ノ目地区を御利用いただくために、隣接する地域を含めたワークショップを開催することで意見が整い、9月26日に第1回、10月10日に第2回のワークショップを開催しております。今後は、10月24日の第3回ワークショップにおいて意見を取りまとめ、次回のまちづくり専門部会へ報告し、ともに地域振興に向けて取り組んでいくこととしております。

次に、周辺地域振興ビジョンに向けた具体のプログラムについてですが、周辺地域振興ビジョンの中で、ロードマップとして25の施策を短期、中期、長期に分類してお示ししております。短期、中期は、周辺地域の側溝整備、道路や歩道整備となります。また、長期の中でもソフト事業を伴う部分は、大崎市と協力しながら、先ほど述べましたワークショップを通して、地域住民の皆様から幅広く意見を頂戴しているところでございます。ワークショップでは、公募により桜ノ目エリアと隣接する地域からも参加者を募り、23名の参加者によりジョギングコース整備や高谷地公園の利活用についてアイデアを頂戴いたしております。参加者と一部委員からは、「行政と住民が同じ方向を向いている」との意見や、「ごみ処理施設があってよかったと感じてもらえるようなまちづくりを進めたい」など、前向きな感想をいただいているところでもございます。

要望書にございます長期的な部分については、大崎市において令和3年7月に設置した西地区熱回収施設等周辺地域振興ビジョンに係る庁内プロジェクト会議において協議し、その方向性を取りまとめ、共有を図ることとしております。

次に、周辺地域振興ビジョンの事業費についてですが、平成29年度から令和2年度までは、桜ノ目高谷地地区の道路修繕や拡幅工事に合計約5,800万円の事業費を要しております。令和3年度は、遠田江湊地区の排水路整備、新高谷地区の道路拡幅工事、測量設計などを対象にしております。平成29年度から令和7年度までの短期・中期の事業費総額といたしましては、合計で2億7,125万7,000円ほどを大崎市予算として見込んでおります。

次に、桜ノ目地区会の要望書にある地域振興実施に対する強い決意についてですが、仮定でのお答えはできかねますが、議員お尋ねのような状況にならないように、既に良好な関係に改

善しておりますので、互いに尊重し合い、信頼関係を持って取組を努めてまいります。

要望書の資料の中には、「地域振興、まちづくりをしていただければ、ごみ処理施設等を恒久的に受け入れることとしています。」という一文もございますので、今後も桜ノ目地区会の皆様に対しましては、周辺環境整備推進協議会とまちづくり専門部会を通して周辺地域振興ビジョンの実施に向けた丁寧な説明を重ねてまいります。

次に、住民訴訟の争点と当事務組合の対応についてですが、お尋ねのありました3点の見解についてでございますが、まず、議員おただしの平穏生活権が脅かされていることが最大の争点ではないかとのことですが、被告組合側としては、原告から提出されております訴状の請求趣旨にありますように、「試験焼却に関して、大崎地域広域行政事務組合の焼却施設の経費及び最終処分場の埋立等の経費を支出してはならない。」とありますので、公金支出の違法性についてと認識しております。

また、農林業系汚染廃棄物の焼却処理に当たっては、各種法令やガイドライン等を遵守しており、違法性はないものと認識しております。

次に、不検出、つまり下限値以下であれば放射性物質が飛散しても内部被曝は生じないという考えなのかのお尋ねでございますが、組合の排ガス測定は、国のガイドラインで示された検査手法で測定しており、試験焼却から現在の本焼却に至るまで、全て基準値以内でありますとともに、施設周辺に設置しておりますモニタリングポストの数値にも異常がないことから、安全上問題ないと認識しております。

次に11月15日から実施される原告による排ガス測定について、万全の体制で協力するかのお尋ねですが、組合としては、10月27日に開催される裁判所、原告との測定に関する進行協議において、測定に関する作業手順などを確認することとなります。その際、通常の廃棄物焼却業務に支障がないよう、裁判所の支持があった場合は真摯に対応してまいります。

次に、大綱2点目の大崎広域再生工房事業についてでございますが、事業開始の目的と今後の方向性についてですが、再生工房につきましては、ごみ減量に関わる住民への啓発活動を目的に事業に取り組んでおります。3Rの1つでありますリデュース、ごみの量をできるだけ少なくすること、リユース、一度使ったものを何度も使うこと、リサイクル、使い終わったものをもう一度資源として使用すること、これらのごみ減量に関するパネルやリサイクル品を施設内で展示するとともに、実演による啓発活動を実施しております。具体的には、廃棄物として搬入されたものの中から、まだ利用可能なものを簡易な清掃をして必要な方に無償で提供しております。また、小学生の環境学習の一環として施設見学に訪れた際に、再生利用されたリサイクル品を展示して説明するとともに、生ごみの減量としての段ボールコンポストを実演し、各小学校に材料を提供しております。

議員おただしの鳥取県東部広域行政管理組合では、指定管理者制度により施設の管理を委託しており、その中に再生品を取り扱う工房も設置しております。現在は家具類と食器類を取扱いしており、管理経費として約1,980万円、リサイクル品販売収入で約35万円と伺って

おります。

次に、負担金軽減のために無料ではなく有料での販売との御提案ですが、組合としてはあくまでも啓発活動の一環としての取組であること、有料化にクオリティ確保のための費用対効果を考え、これまでどおり無料での提供を継続したいと考えております。

ごみの減量につきましては、市町が実施主体として取り組んでおりますので、組合としても引き続き啓発活動の一助となるよう、今後も構成市町と協力しながら、出前講座なども含めて要請があれば積極的に取り組んでまいります。

次に、大綱3点目の西部玉造センター廃止後の跡地利用についてでございますが、まず、地元からの要望の有無と当事務組合の対応についてですが、令和3年10月8日に「大崎西部玉造クリーンセンター閉鎖後の活用法についての陳情書」が、施設が所在する地域の上宮行政区長、上宮協栄会長、上宮保全協議会長の3名による連名で提出されております。

大崎広域西部玉造クリーンセンターにつきましては、議員全員協議会でも御説明いたしましたが、令和4年3月31日まで運営し、4月1日から休止する予定としております。大崎広域西部玉造クリーンセンターの休止後の取扱いについては、昨年11月20日に開催された請願審査特別委員会においてもお答えしておりますが、施設の解体につきましては、財政状況を見ながら解体事業に着手し、施設解体後は一般廃棄物処理施設用地としての目的を終えることから、売却に向けて今後検討していくこととしております。

陳情書には、大工の技術を有する方や経験のある地元の方々の協力を得て、再生工房を立ち上げてほしいとの陳情であります。陳情書に記載されている再生工房については、既にリサイクルセンターに啓発活動の一環で設置していること、新たな施設の建設費用、維持管理運営経費などが多額となることから、新たに整備することは現在のところ想定しておりません。

当組合は、地方自治法に規定する特別地方公共団体の一部事務組合でありますことから、目的を終え解体した財産については、普通財産となることから、売却に向けて検討を進めてまいります。今回の施設統廃合は、構成市町の財政負担軽減を目的としておりますことを御理解いただきたいと思います。以上でございます。

○議長（相澤孝弘君） 小沢議員。

○5番（小沢和悦君） 一通り答弁を頂戴しました。

まず初めに、農林業系廃棄物の焼却問題に関する桜ノ目地区会からの要望の件であります。先ほどの管理者の答弁の中で、10月の二十何日かのワークショップで取りまとめを行うというお話がございました。これは言ってみれば長期に一定の期間、5年とか10年かかって整備しなければならないようなビジョンが、言ってみれば全然手がついていないというのが御指摘なのでございますが、これらについての取りまとめはこの24日に行われると。それを具体化するための、例えば大崎広域及び大崎市の総合計画などのしかるべき計画に掲載もされるという段取りは既についているということでしょうか。

○議長（相澤孝弘君） 佐藤施設整備課長。

○施設整備課長（佐藤忠房君） 10月24日のワークショップで取りまとめを行うものは、ジョギングコースを軸とした水辺を生かしたまちづくりということで、ジョギングコース整備が主な議題になります。そのほかの長期事業につきましては、個別に個票を作りまして、また別個にワークショップ等で議論し、計画を練っていく予定でございます。

以上です。

○議長（相澤孝弘君） 小沢議員。

○5番（小沢和悦君） そうしますと、10月24日というのはジョギングコースということで、このビジョンの中にある地元で最も重視しております、つまり魅力ある地域づくりに必要な幾つかのゾーンがあるんですが、その中の一つがさっきから言っている県有地を活用したスポーツレクリエーションのゾーン、もう一つが工業団地ということです。これらについては全く白紙ということでございますか。

○議長（相澤孝弘君） 藤島事務局長。

○事務局長兼総務課長（藤島善光君） お答えをいたします。

ただいま議員から県有地を活用したということでございます。運動場のようなものをおっしゃっていると思うんですけども、先ほど議案質疑の中で議員もビジョンをお手に取られて御質問等したと思うんですけども、そのビジョンの中には、検討するというような文言でとどめていると思うのです。さきの大崎市議会、私もインターネットで傍聴しておりましたけれども、これまで検討もなかなかできてこなかったというところで、体制を見直しをして、大崎市役所内に組織を横断した形のプロジェクトチームを立ち上げて、その中で検討が始まったということで、議員にも同様の答弁を環境保全課長からしていると私も認識しているところでございます。したがって、今、その部分につきましては、大崎市で、というのは、このビジョンの中におのおの役割分担がございまして、地域、組合、大崎市というところで、そういったところで今、大崎市で役割分担の中で協議をしていると。それで、このビジョンのことで要望書が5月にありました。それまでは、先ほど私、議案質疑の中でもお答えをさせていただいているのですけれども、確かにボタンのかけ違い、認識の違い等ありました。ただ、少なくとも先般の作業部会を実施した段階では、会の総意としては今のような、今後こうやって進めていきたいと思います。現に、その後も、その会の会長さんとも何度かお話をさせていただいているのですけれども、やっと動き出したねという話をしております。ですから、議員、今回の質問に当たって、地域の方とお話をされてきたというところでございますけれども、それは、個なのか、会としての総意なのかという違いはあるかと思うのですけれども、日本は民主主義国家でもございますので、その会として進め方について御理解をいただいているという認識を持っているところでございます。

○議長（相澤孝弘君） 小沢議員。

○5番（小沢和悦君） ちょっと今の局長の答弁であります、このビジョンはそうしますと具体

化をすべきものではなくて検討するというものだという捉え方ですね。

○議長（相澤孝弘君） 藤島事務局長。

○事務局長兼総務課長（藤島善光君） この中には、何々を実施するとか、検討するとかという、各事業ごとにそういった説明が記されていると思うのですけれども、すみません、もう一度御覧になっていただければと思います。

○議長（相澤孝弘君） 小沢議員。

○5番（小沢和悦君） これ、ゾーンを示して、そして、どれだけの費用がかかって、どこと対応相談しなければならぬかというのあるのですね。もちろん県の土地を広域が勝手にできるわけがないから、そうすると、この具体化に向かって県と協議を、例えばするとか、してきたとかというのはないんでしょう。そして今、こういう障害に突き当たっているのだということないんでしょうと。そういう努力一切していないのじゃないかということを行っているのではないですか。

○議長（相澤孝弘君） 藤島事務局長。

○事務局長兼総務課長（藤島善光君） 私も手元にこのビジョンの現物がございます。確かに議員言うように、ゾーニングはされております。確かに県有地、人の土地でございますので、そういったところについて勝手に使うわけにいかないのというお話は理解できます。それで、繰り返しになりますけれども、この25の事業がございまして。この25の事業の中には、いつまで実施するよというようなことを書いたり、それを検討するよというようなことが書いています。このタイムテーブルの資料の中では。それで、確かにこれまでは、そういった検討すらなかなか行われてこなかったというところがございますので、先般の大崎市議会だったと思います。その中で担当課長からも庁内を横断的にプロジェクトを組んで検討が始まったというところで御説明をしていると思いますし、地域の皆さんについても、こういったことで今まではなかなか進んでこなかったけれども、足並みをそろえていきたいと思いますということで一定の御理解を賜っているという認識をしてございます。

○議長（相澤孝弘君） 小沢議員。

○5番（小沢和悦君） 例えば、先ほど言ったレクリエーションスポーツの場づくり、これ土地の利活用について関係者と協議する、これ協議してこなかった。それから、大昇物流西側に新たな工業団地をと、関係地権者と協議を進めていく、つまり、地権者の了解をもらわなければならないでしょう。この作業をもうやっているのかと。全然ないから地元で怒っているのでしょうか。こういうことを申し上げているのですよ。

あと、先ほど地元の桜ノ目会から了承もらったという話ですが、今、あそこの会長、それから3人の区長さんがいらっしゃるわけだけれども、その方々から会合の中で桜ノ目会は今やっていることで了承したと、つまり、実力行使を含む行動などは起こしませんというふうになっているんですかと。今日、私、この質問するに当たって、その後どうなっていますかと、一応念のためお聞きしたわけです。さっぱり実際は進んでいないのだというお話をされているもの

だからね、特にプロジェクトチーム、これからやるとかというのは、大体手遅れでしょうと。いつまで何やるかをきちっと示してほしいのだよ本当はということをおっしゃっていましたよ。だから、了承をいただいたと、この今進めていることではないということ、私は、だからここで話しているわけでありませう。

時間15分しかないので、ちょっと次に進みたいと思ひます。

焼却処理問題についてであります、ちょっと今、もう一回振り返ります。

大崎市でやると言っているプロジェクトチームなのだけれども、これ、さっき私質疑で言ったように、大崎市の総合計画の前期終わって、今、後期の計画をつくらうとしているわけでしょう。その中にはこういったの全然入っていないのですよ。それは話し合わなかったのですか。

○議長（相澤孝弘君） 藤島事務局長。

○事務局長兼総務課長（藤島善光君） ですので、繰り返しになりますので、大崎市で、少し前から検討が始まっているということで、中身も具体的に決まっていなものを、私も政策課にいたことがありますけれども、総合計画に上げるということはある得ないと思ひます。ただ、今後、その議論が成熟していく中で、当然、計画というのはローリングをしていきますので、もし必要となればその中で出てくるものと認識をしておひます。

○議長（相澤孝弘君） 小沢議員。

○5番（小沢和悦君） 総合計画というものは一回つくったらそう簡単に変わるものではないので、まあいずれこの間の努力がやっぱり足らなと。その地域の、ああいった施設を抱えて、今度は、ましてやもっと1日の処理量が増えるわけですよ。これ玉造をなくすわけですから。そして、放射能汚染廃棄物もずっと燃やしていくというふうになるわけですから、あの人たちがいつまでも我慢強いるわけにはいかなとというふうには私はお思ひしておひまして、お怒りが分かるので、ここで取り上げさせていただいたのであります。

それから、焼却処理の問題についてなのですが、私、争点は、裁判の中では平穩生活権が脅かされているか、いないか、これが最大の争点だと。それとの関係で、平穩生活権を脅かすような公金支出はあり得ないというふうにつながっていくわけですね。そういう平穩生活権との関係で公金支出は違法かどうかという問題が出てくるわけですね。ですから、平穩生活権問題が最大の争点なんだという認識はお持ちなのでしょうね。

○議長（相澤孝弘君） 金森副管理者。

○副管理者（金森正彦君） 先ほど管理者からも御答弁申し上げましたとおひ、今回、監査委員に住民監査請求がなされて、それが結果的に訴訟という形で今争っているわけでございます。住民監査請求が出た際に、これは公金支出ということがメインでございます、それを引きずっての今回の住民訴訟でございますので、あくまでも原告が記載している内容、先ほど管理者から読み上げましたが、あくまでも公金支出の違法性についてということが争点であるということをお私どもは認識しているところでございます。

○議長（相澤孝弘君） 小沢議員。

○5番（小沢和悦君） これは裁判，公判の中で，裁判長からも争点は平穩生活権ですねということ  
とで念押しされていることなんですよ。そこで，11月15日から西部玉造クリーンセンター  
で測定作業が始まると。そうすると，言ってみれば現場に来たことのない業者が測定をする  
というふうになります。そうすると，様々な準備だとか，実際には広域の協力なければ事は進ま  
ないのだと思うのですね。そこで，当事務組合はそうした正確な検査をやっていただくために，  
測定業者がしっかりした測定ができるように，万全の協力をする意思はおありなのかと。あま  
り測定してほしくないから協力しないとかという態度は取らないということでしょうか。

○議長（相澤孝弘君） 柴岡業務課長。

○参事兼業務課長（柴岡雄司君） 11月15日の測定するとき，組合側としては協力するのかとい  
うことなのですけれども，組合側としては，10月27日に原告側，裁判所を含めまして，進  
行協議させていただきます。その際には，測定の仕方，手法，あとは業者がどのようにして入  
ってくるのか等，その辺もしっかり詰めたいと考えております。決して協力はしないというよ  
うなことではございません。もちろん裁判所から指示があれば，それに従うということでござ  
いますので，その辺御理解願いたいと思います。

○議長（相澤孝弘君） 小沢議員。

○5番（小沢和悦君） ところで，この測定にはどれだけのお金かかるのですかね。

○議長（相澤孝弘君） 柴岡業務課長。

○参事兼業務課長（柴岡雄司君） その費用につきましては，原告側の支払いとなりますので，組  
合側としては詳細は承知しておりません。

○議長（相澤孝弘君） 小沢議員。

○5番（小沢和悦君） 質疑のときに，裁判長から勧告があつて，これやることになったのでしよ  
う。折半をするのではないのですか。折半。

○議長（相澤孝弘君） 柴岡業務課長。

○参事兼業務課長（柴岡雄司君） この測定に関しましては，原告側が持つということで実施して  
おりますので，そのように進んでおります。組合側としては一切支出する予定はございません。

○議長（相澤孝弘君） 小沢議員。

○5番（小沢和悦君） これ住民，いわゆる住民訴訟起こした側で全額負担すると。これどのくら  
いかかるかお分かりですか。

○議長（相澤孝弘君） 柴岡業務課長。

○参事兼業務課長（柴岡雄司君） 支出の総額については我々は知っておりません。

○議長（相澤孝弘君） 小沢議員。

○5番（小沢和悦君） 私，お聞きするところによると，約250万円かかるということのようで  
ございまして，本来ですとこういう裁判で，やはり正確な判断を裁判所がする場合に行う測定  
というのは，裁判所は負担するわけにはいかないだろうから，被告側も了解したのであれば，  
両者で出し合つてしっかりした正確な測定をやってもらうというのが私は筋だろうと思います

がね。まあ、とにかくこれは大変な金額だと思います。なお、ここでこれ以上やったら駄目でしょうから、正確な測定をしっかりとやってもらえるように、ぜひ協力してやっていただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（相澤孝弘君） 次に進みます。

3番富田文志議員。（「休憩」の声あり）

続行します。

○3番（富田文志君） 3番富田文志でございます。

私からも一般質問を通告しておりますので、議長の命により続けてまいります。

西地区熱回収施設の周辺地域との約束についてということで、私は柔らかく約束という言葉で通告をさせていただきました。具体的な内容を伺ってまいりたいと、このように思います。

前段、既に小沢議員、大分詳しく同様の西地区熱回収施設の周辺地域振興ビジョンについて質問をいたしました。多少重複することもあるかとは思いますが、私からもこれまでの経過等を伺いながら、確認を含めて質問してまいりたいと思います。

何分、私、昨年の6月からこの大崎地域広域行政事務組合の議員としてその役職に就かせていただいております。まだまだ十分に理解の及んでいない部分が多くあるかとも思いますので、この質問を通して自分自身の中で物事を整理して判断材料にしたいということ、そしてまた、私と同じように理解がなかなか及んでいない市民の皆さんにも同じように理解を深める材料の一つにさせていただきたいという、そのような機会になればという思いをもって質問をしてまいりたいと。

まず初めに、周辺環境整備について、現在までこの地域の皆さん方にとってどのようなことが実現されてきたのか伺いますが、この周辺環境整備、いわば地域振興ビジョン、どのような根拠に基づいて計画されてきたものなのか伺いたいと思いますが、このビジョン作成に当たっては、事業実施主体の大崎地域広域行政事務組合、施設立地自治体の大崎市、そして、地元周辺地域の3者が大きく関わってきたことと思います。どのような項目、全部で約束事が何項目あるのか、そして、計画期間はどうなっているのか伺いたいと思います。

また、当初からこれまでの約束がどの程度守られて進められてきたのか、この計画の中で完了しているもの、着手済みのも、未着手、未実施のものはどれくらいあるのかも伺いたいと思いますし、あわせて未実施の理由はどのような理由によるものなのか、そして、この未実施のものについて今後どのように対応していくのかも伺いたいと思います。

次に、今後の周辺環境整備についてどのような進められていくのか伺います。

先ほど申し上げたとおり、この地域振興ビジョンは、法的な根拠に基づいて協議会が設立されて、施設周辺地域への配慮についてもその中でしっかりと取り組んでいくように進められていると思うところではありますが、その進行状況について伺います。

桜ノ目地区を中心とした地域住民も、以前と現在では考え方に多少ギャップがあると思われ

ます。東日本大震災や新型コロナウイルス感染症拡大など社会情勢もそれなりに大きく変化している中で、その住んでいる方々の考え、ギャップの違いは間違いなく出ていると思いますが、そのギャップについてどのように調査して分析しているのか、あわせてそのギャップを埋めるためにどのようなことや方法が考えられるかも伺いたいと思います。

もちろん施設の立地自治体である大崎市との協議が非常に大切になります。その辺をどのように調整を進めていくのか、そして、この周辺環境整備、必要以上に先延ばしすることがないように、これは小沢議員も大変心配している一つだと思っておりますが、取り組むべきだと、このように思います。そのことへの考えを伺って、1回目の質問といたします。よろしく願いいたします。

○議長（相澤孝弘君） 答弁を求めます。

伊藤管理者。

○管理者（伊藤康志君） 3番富田文志議員から西地区熱回収施設の周辺地域との約束についてお尋ねがございました。順次お答えしてまいります。

初めに、周辺環境整備について、これまでどのようなことが実現されてきたのかについてでございますが、桜ノ目地区の周辺環境整備については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の4（周辺地域への配慮）に基づき、一般廃棄物処理施設に係る周辺地域の生活環境保全及び増進に配慮することを目的とするものであります。具体的には、平成29年5月3日に学識経験者や桜ノ目地区区長等で組織されております周辺環境整備推進協議会より提言されました周辺地域振興ビジョンにおいて、周辺環境整備等を計画しております。

計画の概要につきましては、周辺地域振興ビジョンの中のロードマップに示されており、ハード面では水路整備や道路整備、歩道の設置など、ソフト面では西地区熱回収施設と共存するまちづくり、地域資源を生かしたまちづくりなど、25項目の施策として、短期、中期、長期に分類されております。

事業を実施するため項目をさらに39に細分化し、平成29年度から一つ一つ実施しているところであります。

次に、当初の約束はどの程度守られて進められてきたのかのお尋ねでございますが、細分化した事業39項目中、令和2年度までに14項目が実施済みであり、現在は15項目に着手しております。残り10項目が未着手であります。未実施の施策については、役割分担としては、大半が大崎市の所管であり、議員御承知のとおり、大崎市で庁内プロジェクト会議を新たに設置し、協議していくことを大崎市議会においても御説明させていただいているところでございます。

したがいまして、実現可能な施策から着実に前に進めていくこととし、今後も会議の回数を増やしながら地域、大崎市、広域と連携を深めてまいります。

次に、今後の周辺環境整備についての進行状況ですが、排水路整備や舗装修繕、歩道設置、桜の小道の延長など、既に施行済みの項目もあり、令和3年度には遠田江淵地区などの排水路

整備工事、新高谷地地内の道路拡幅工事の準備も並行して進めております。

さらに、令和4年度から5年度には、新二ツ谷の用水路整備工事も実施する予定であります。令和7年度までには高谷地橋南側や桜ノ目会館東側、正林寺北側の道路拡幅なども実施する予定であります。

次に、地域住民との考え方のギャップについてでございますが、先ほど議案質疑の中で事務局長答弁でも申し上げましたが、これまでは協議会や専門部会での自治体側としての資料のまとめ方、情報共有の仕方、不十分な部分もありましたが、7月29日のまちづくり専門部会においては、桜ノ目地区の過去の経緯を再認識し、ジョギングコースを軸とした水辺を生かしたまちづくりという具体的な案をお示しし、組織体系も新たに、スケジュールの再確認をしたことで、専門部会委員との共通認識を深めたところでございます。

現在の状況につきましては、会議の回数を増やし、大崎市の庁内プロジェクト会議にも諮りながら、情報の共有とスケジュールの明確化を徹底するとともに、桜ノ目地区に隣接する地域の方々にも声がけをし、より効果的な事業となるように、ワークショップを開催しているところでございます。

引き続き地域と共存できる持続可能なまちづくりに取り組んでまいります

以上でございます。

○議長（相澤孝弘君） 会議の途中ではありますが、暫時休憩いたします。

再開は、午後3時10分といたします。

午後 2時52分 休憩

---

午後 3時10分 再開

○議長（相澤孝弘君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

3番富田文議員。

○3番（富田文志君） それでは、再質問をしていまいります。丁寧に答弁をいただきました。しかし、何点か確認をしていきたいと思っておりますので、お願いをいたします。

既に実施をした、そして実施をしたがまだ終了していない未実施の事業も計画した中で残っているという答弁をいただきました。その中で、実施をしたという中で、特に水路とか歩道とか、非常に、その周辺地域にとっては大切な生活の中での重要な部分にはなろうかと思っておりますが、何かこの部分を伺って、地域で求めているものとはちょっと違うのじゃないかという感じを受けるのですが、その辺はどのように感じていますか、伺いたいと思っております。

○議長（相澤孝弘君） 佐藤施設整備課長。

○施設整備課長（佐藤忠房君） これまで実施してきたいわゆるハードの部分の道路整備とか排水路整備、地域が望んでいるものではないのではないのかという御質問でございますけれども、そちらにつきましては、もともと桜ノ目地域の方から要望があったものに対して先行して実施

している部分になります。

以上です。

○議長（相澤孝弘君） 富田文志議員。

○3番（富田文志君） そうしますと、私の受け止め方からずれば、その要望の度合いがちょっと違うのではないかと。強く要望されているものが残ってしまって、順番からすればそうでもないというところから、いわば行政としての判断でその取組順序が決まっているのではないかと、このように感じるのですが、その辺はどうでしょうか。

○議長（相澤孝弘君） 佐藤施設整備課長。

○施設整備課長（佐藤忠房君） 決してそういうことではなくて、ハードの部分はもう工事や用水路整備というのは予算づけさえしてしまえばすぐできる部分なのですが、ソフト事業等も伴いますと、それこそ住民の意見をきちっと反映させていかないとせっかく整備しても陳腐化してしまう可能性もありますので、その辺は住民の意見を十分に酌んで行う必要があるので、若干その協議に時間を要しているというところもあります。

以上です。

○議長（相澤孝弘君） 富田議員。

○3番（富田文志君） 私も、前段で申し上げましたこの大崎広域行政事務組合の議員になって日も浅いのですが、この周辺の環境整備に関しては、いわば大崎市にもっと本腰を入れて取り組んでいただくということが重要だと思うのです。その中で、先ほど市との連携、いわば協議の回数等々も答弁、既に前段でやりましたが、それら十分だとお考えですか。

○議長（相澤孝弘君） 佐藤施設整備課長。

○施設整備課長（佐藤忠房君） 先ほどからお話させていただいておりますけれども、第3回のワークショップにて1回目、2回目の成果を10月24日に取りまとめるわけでございますけれども、この辺を大崎市の庁内プロジェクト会議で具現化して、予算化とそれから実施、その間に詳細設計とかいろいろあるとは思いますが、そういう流れになります。

以上です。

○議長（相澤孝弘君） 富田議員。

○3番（富田文志君） そうなのですね。一つ一つこうやって伺っていくと、答弁が出てくるのですが、なかなか取り組んできた実績とか、今後取り組んでいくその方向性とかというのがしっかりと伝わってこないというのですかね、しっかり目に見えてこないというのは、議員を託されている私にとっても伝わってこないくらいなので、一般の市民にとって、周辺の地域住民にとってはなおさらのことだと思いますが、その辺もう一度、先ほど答弁でも実際にこれまでも取り組んできた実績、十分に伝わっていないと感じているというような答弁あったと思いますが、もう一度重ねて伺います。

○議長（相澤孝弘君） 佐藤施設整備課長。

○施設整備課長（佐藤忠房君） なお一層、今後も具体化に向けて取り組みさせていただきますけ

れども、今後その中で、今議員おっしゃったとおり、なかなか伝わりにくいという部分もありましたので、その辺は工夫を凝らして、組合で周知できるように、組合でと今言いましたけれども、大崎市や関係課と協議しながら周知に工夫を凝らさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（相澤孝弘君） 富田議員。

○3番（富田文志君） いわばこの大崎地域広域行政の管理者、大崎市の伊藤市長であります。やっぱりこういう施設を抱える地域周辺への配慮、これは法的にもしっかりと取り組むとうたわれておりますので、しっかりとやっぱりやるべきだと、このように思いますので、そのことをお話をさせていただいて、なお一層この地域の皆さんの思いを十分に酌み取って、その都度、その都度、酌み取ったなら軌道修正することはやぶさかでない、このように思っておりますので、一定の方向性を目指してしっかりと理解を重ねていくという努力を続けていただきたいと思いますということを申し添えて一般質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（相澤孝弘君） これで一般質問を終わります。

これをもって、本議会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

よって、令和3年第3回大崎地域広域行政事務組合議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

---

閉 会

午後3時17分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和3年10月18日

議 長 相澤 孝弘

署 名 議 員 中山 哲

署 名 議 員 久 勉